

3 ドイツ連邦共和国

3-1 概要

ドイツは、16 州からなる連邦国家で、国土面積は 357,582 km² (日本の 95%)、人口約 8,300 万人 (日本の 65%) である。ドイツは世界有数の先進工業国であると同時に貿易大国で、主要産業は自動車、機械、化学・製薬、電子、食品、建設、光学、医療技術、環境技術、精密機械等である (外務省ドイツ基礎データ¹)。

3-1-1 森林

2012 年に実施された連邦森林インベントリー²によれば、ドイツの森林面積は 1,140 万 ha で国土の 32% を占める。森林面積は 2002 年から 2012 年の間ほとんど変化していない。インベントリーには 51 樹種が記録されており、トウヒ、マツ、ブナ、オークが森林の 73% を占めている。森林資源量は全体で約 37 億 m³、ヘクタール当たり平均 336 m³/ha で (図 3.1)、10 年前から約 10 % 増加した。

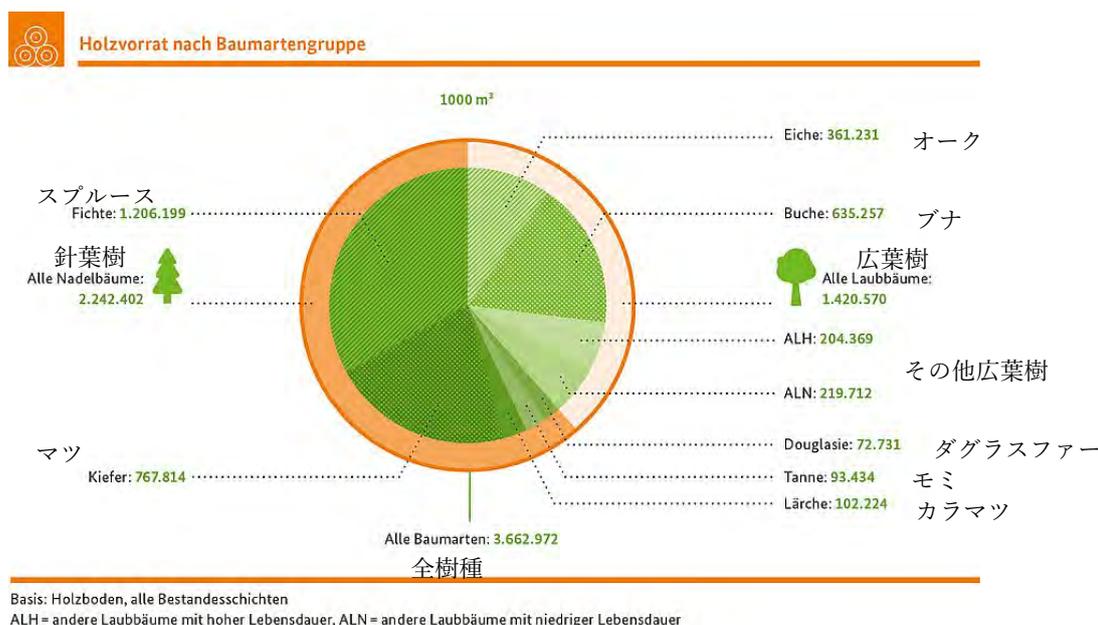


図 3.1 ドイツの樹種別森林資源量 (連邦インベントリー2012 から抜粋)

ALH: 寿命の長いその他の広葉樹 (カエデ、トネリコ、クリ、クワ、ニレ等)

ALN: 寿命の長いその他の広葉樹 (カバノキ、ハンノキ、ポプラ、ナナカマド等)

森林の成長は高いレベルにあり、ヘクタールあたり年間 11.2m³、全国で年間 1 億 2,160 万 m³である (図 3.2)。現在の高成長は、1950 年代の針葉樹植林の結果であり、樹齢 60 年という最も生産的な樹齢にある。

¹ 外務省ドイツ基礎データ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/germany/data.html>

² ドイツ連邦森林インベントリー <https://www.bundeswaldinventur.de/dritte-bundeswaldinventur-2012/>



図 3.2 ドイツの樹種別成長量（連邦インベントリー2012 から抜粋）

2002 年から 2012 年までの期間、ドイツでは毎年平均で 7,600 万 m³の原木（樹皮なし）が使用されたが、森林の成長はこれを上回っている。木材の使用と天然木の枯死は、森林の成長の約 87%で 13%は蓄積されている。

3-1-2 林業・林産業

ドイツでは林産業はその労働人口が自動車産業、交通輸送、電気機械製造などに次ぐ主力産業である（岸 2012³）。ドイツの森林の 48%は私有林、29%は連邦政府（国有林）、19%は企業、4%は連邦州政府が所有している。私有林の割合は、ヘッセ州で 24%からノルトライン・ヴェストファーレン州で 67%の範囲となっている。私有林の約半分は面積が 20 ヘクタール未満の農場であり、13%は、1,000 ヘクタール以上の規模で企業に所有されている。ドイツの企業および民間の森林所有者の数は 200 万人と推定されている（連邦インベントリー2012）。

³ 岸修司（2012）ドイツ林業と日本の森林 築地書館

3-2 木材需給の状況

3-2-1 木材供給

ドイツ連邦統計局のデータによれば (Destatis 2019⁴)、2018年にドイツでは64百万m³ (樹皮なし)の丸太が生産され、そのうち約80%は針葉樹であった。丸太生産は45%が民有林、36%が州有林からによるものであった。丸太生産の15% (980万m³)はバイオマスエネルギーに使用された。

3-2-2 木材・木材製品の輸入

ドイツの木材・木材製品の輸入量を以下に示す。ドイツ木材貿易協会 (GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.) がとりまとめた「外国貿易統計 2019 (Außenhandelsstatistik 2019)」から抜粋した。2018年のドイツの主な木材・木材製品の輸出量 (金額) は、針葉樹丸太 7,671,000m³ (448,655,000€)、針葉樹製材 4,508,000m³ (922,603,000€)、熱帯広葉樹丸太 7,833m³ (3,979,000€)、熱帯広葉樹製材 65,852m³ (60,822,000€)、広葉樹丸太 514,605 m³ (49,616,000€)、広葉樹製材 274,014m³ (142,492,000€)、ベニア 89,617m³ (110,553,000€)、合板 1,556,000m³ (814,603,000€)、MDF 504,542m³ (224,490,000€)であった。

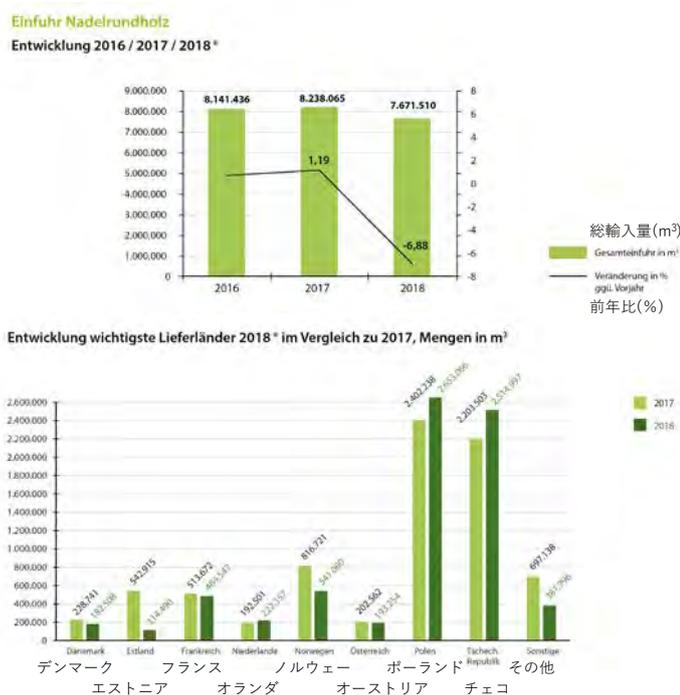
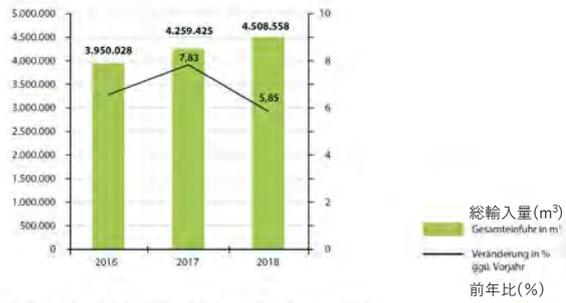


図 3.3 ドイツの針葉樹丸太輸入量と主な輸入先

⁴ ドイツ連邦統計局 <https://www.destatis.de/DE/Themen/Branchen-Unternehmen/Landwirtschaft-Forstwirtschaft-Fischerei/Wald-Holz/aktuell-holzeinschlag.html;jsessionid=CDF7166EDAAF653BFC1D1F6C9D017EB8.internet722>

Einfuhr Nadelstnitholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



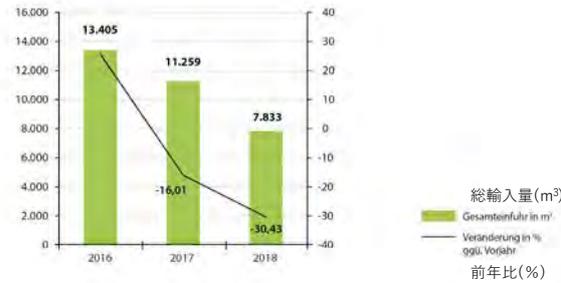
Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018 * im Vergleich zu 2017, Mengen in m³



図 3.4 ドイツの針葉樹製材輸入量と主な輸入先

Einfuhr tropisches Laubrundholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018 * im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

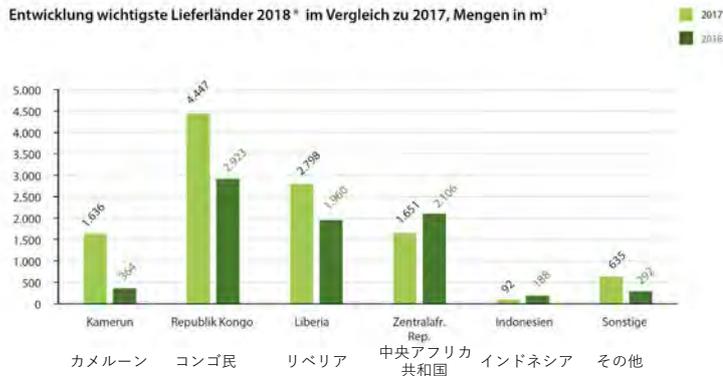
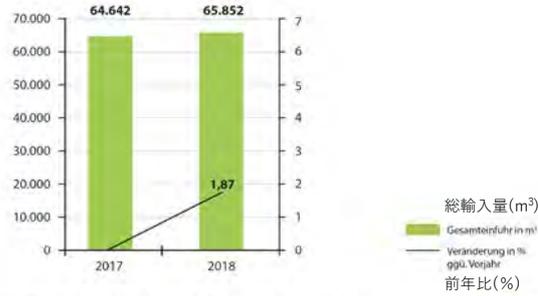


図 3.5 ドイツの熱帯広葉樹丸太輸入量と主な輸入先

Einfuhr tropisches Laubschnittholz

Entwicklung 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

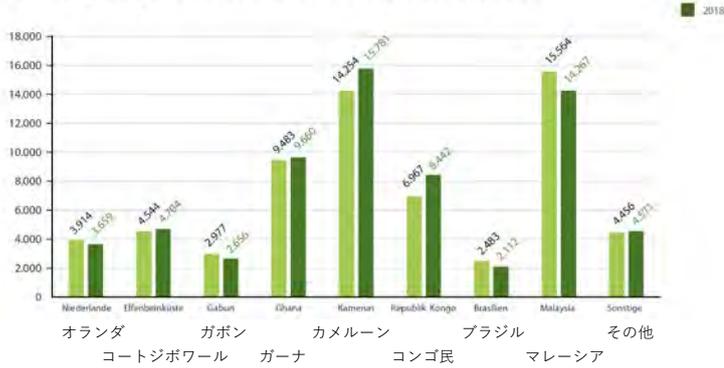
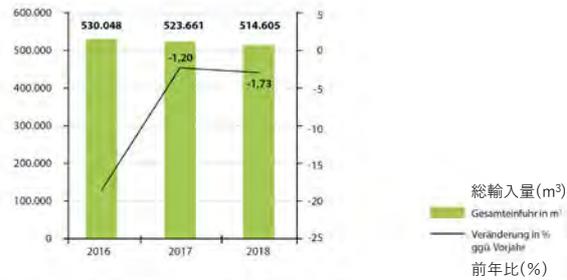


図 3.6 ドイツの熱帯広葉樹製材輸入量と主な輸入先

Einfuhr nicht tropisches Laubrundholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

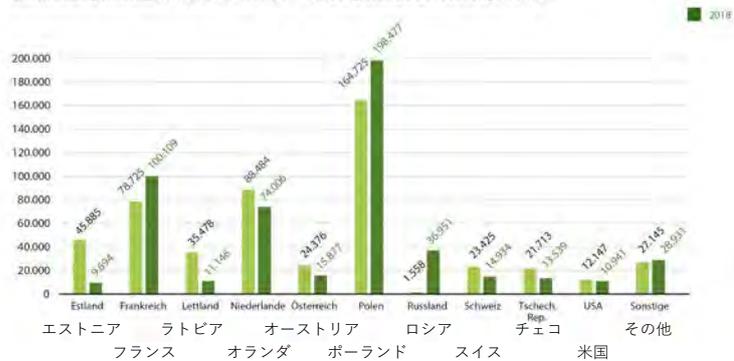


図 3.7 ドイツの広葉樹丸太輸入量と主な輸入先 (熱帯広葉樹以外)

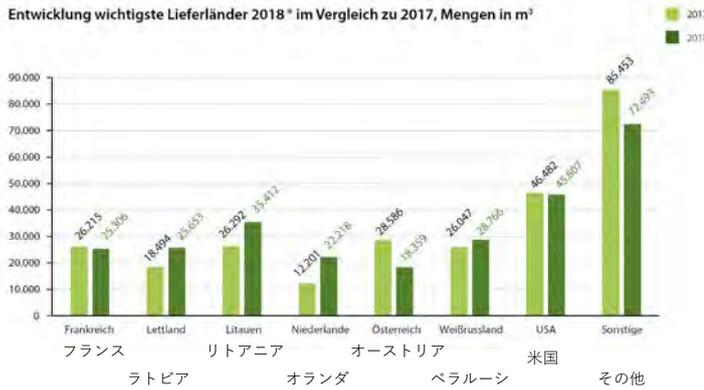
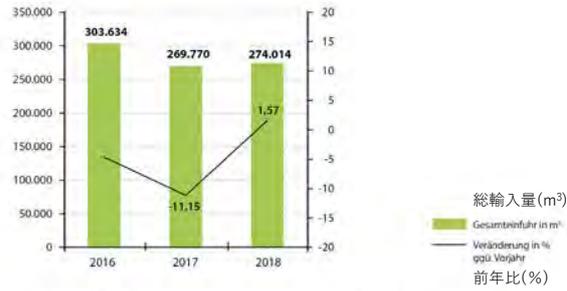


図 3.8 ドイツの広葉樹製材輸入量と主な輸入先（熱帯広葉樹以外）

Einfuhr Furniere
Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*

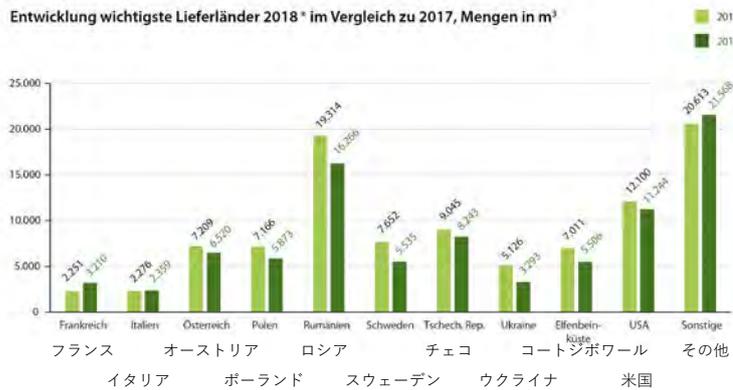
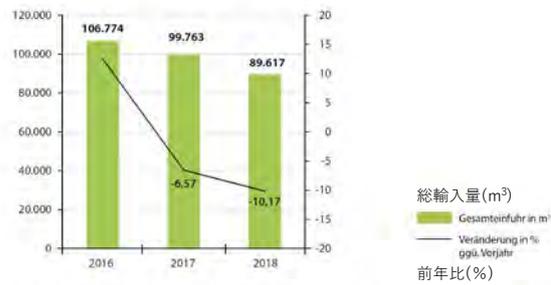
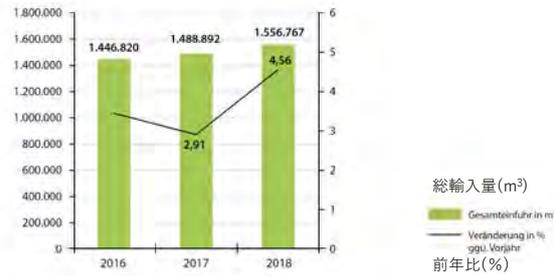


図 3.9 ドイツのベニア輸入量と主な輸入先

Einfuhr Sperrholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

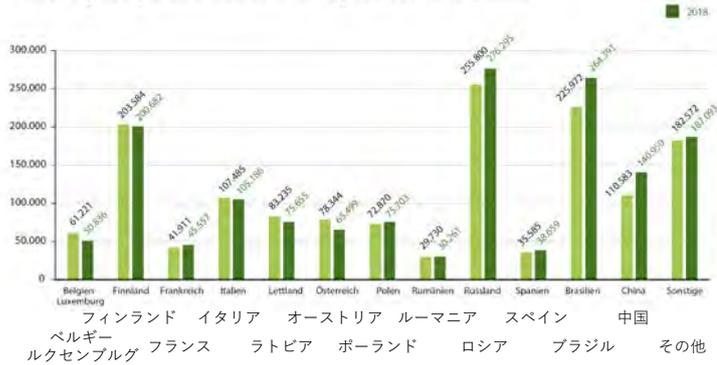
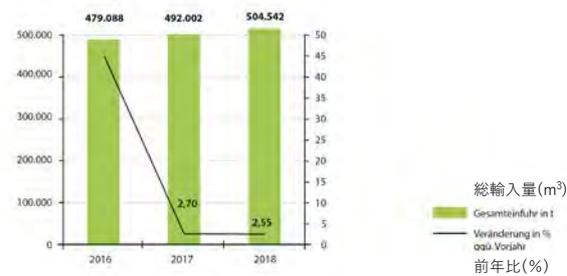


図 3.10 ドイツの合板輸入量と主な輸入先

Einfuhr MDF

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Lieferländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

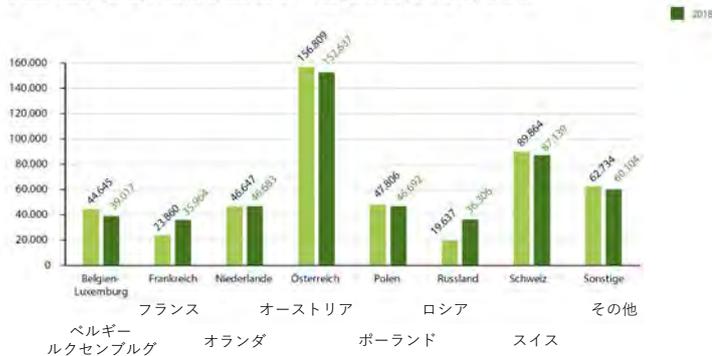


図 3.11 ドイツの MDF 輸入量と主な輸入先

3-2-3 木材の輸出

ドイツの木材・木材製品の輸出量を以下に示す。ドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.)がとりまとめた「外国貿易統計 2019 (Außenhandelsstatistik 2019)」から抜粋した。

2018年のドイツの主な木材・木材製品の輸出量(金額)は、針葉樹丸太 3,690,000m³ (262,033,000€)、針葉樹製材 5,687,000m³ (1,117,117,000€)、針葉樹プレーナー加工材等 2,835,560m³ (775,489,000€)、広葉樹丸太(非熱帯材) 1,460,156m³ (178,567,000€)、広葉樹製材(非熱帯材) 714,000m³ (324,348,000€)、合板 386,000m³ (276,647,000€)、構造用パネル(配向性ストランドボード)526,638m³ (145,650,000€)、ファイバーボード(密度 0.5 g/cm³以上) 1,508,000m³ (933,608,000€)、MDF 1,557,000m³ (722,191,000€)、パーティクルボード等 1,897,000m³ (493,837,000€)、であった。そのうち、日本への輸出が多い製品(統計に記載がある製品)は、針葉樹丸太 6,117m³ (1,395,000€)、針葉樹製材 29,111m³ (7,354,000€)、広葉樹丸太(非熱帯材) 7,341m³ (1,450,000€)、広葉樹製材(非熱帯材) 9,046m³ (4,772,000€)、合板 733m³ (1,778,000€)、構造用パネル(配向性ストランドボード) 27,080m³ (7,709,000€)であった。

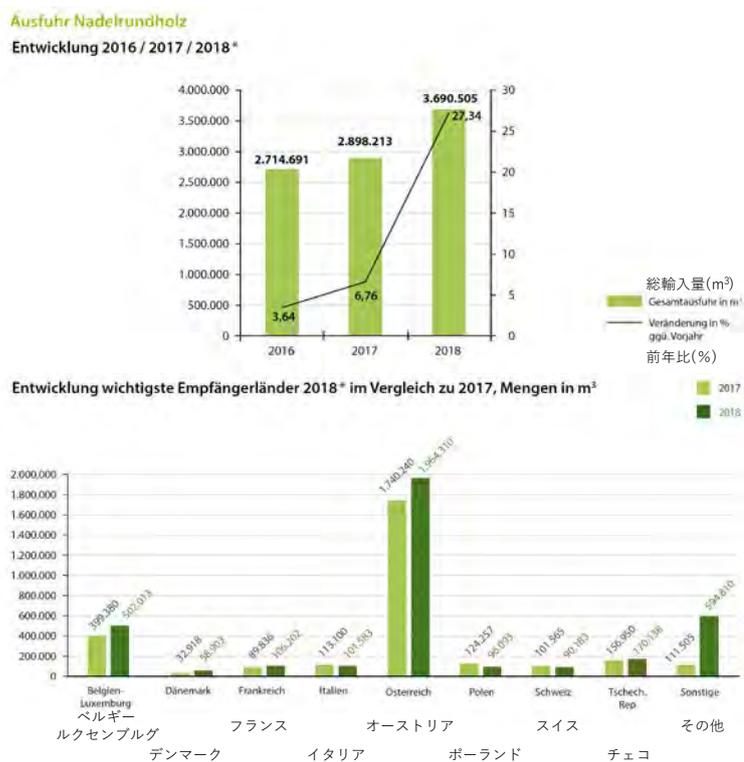
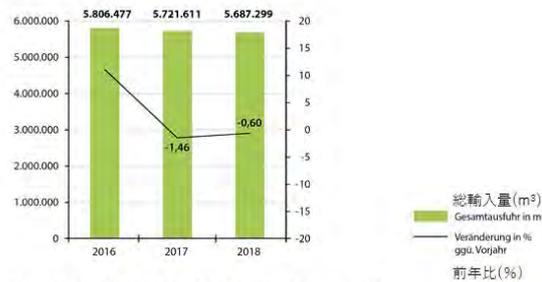


図 3.12 ドイツの針葉樹丸太輸出量と主な輸出先

Ausfuhr Nadelnschnittholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

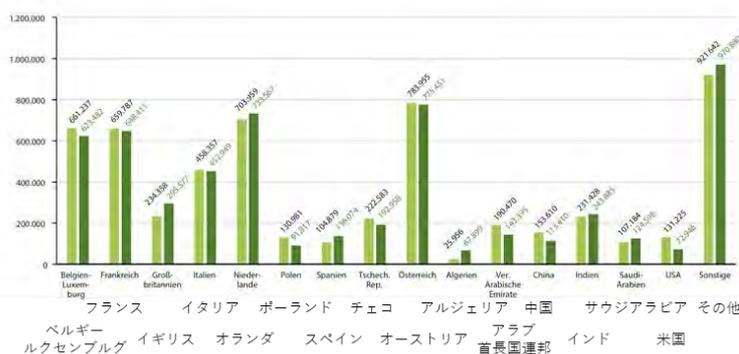
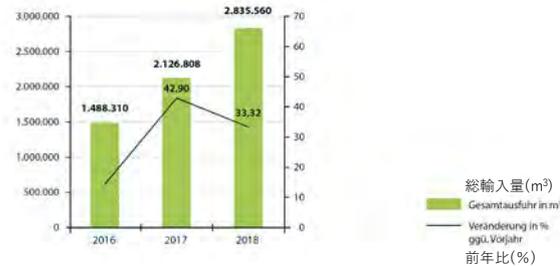


図 3.13 ドイツの針葉樹製材輸出力と主な輸出先

Ausfuhr Nadelholz, gehobelt, profiliert oder in ähnlicher Weise bearbeitet

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

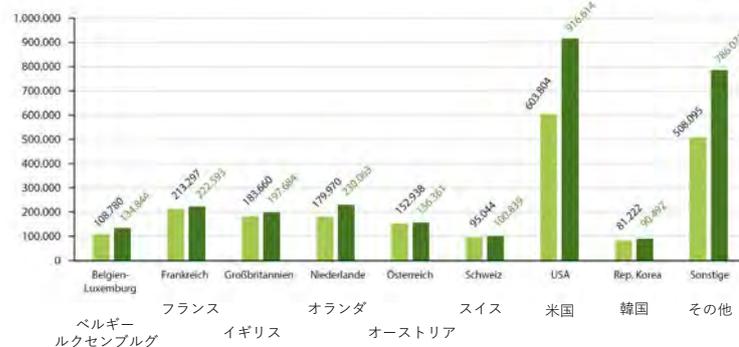
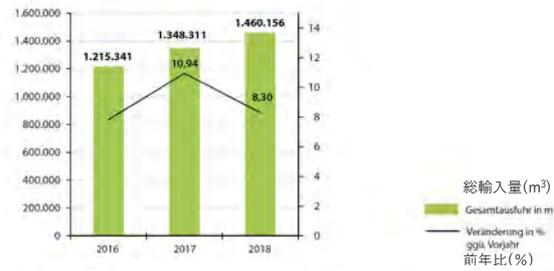


図 3.14 ドイツの針葉樹プレーナー加工材等輸出力と主な輸出先

Ausfuhr nicht tropisches Laubrundholz
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

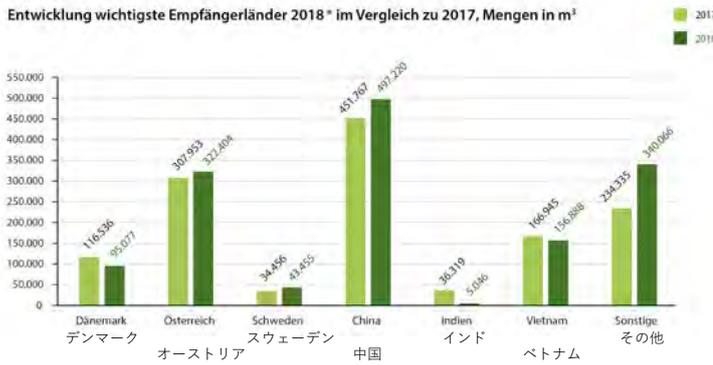
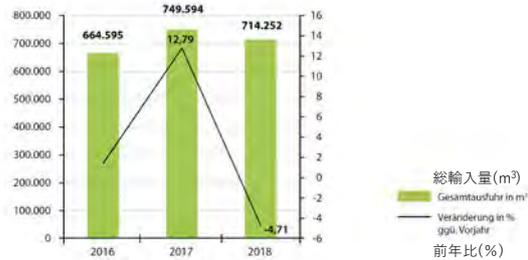


図 3.15 ドイツの広葉樹丸太（非熱帯材）輸出量と主な輸出先

Ausfuhr nicht tropisches Laubschnittholz
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

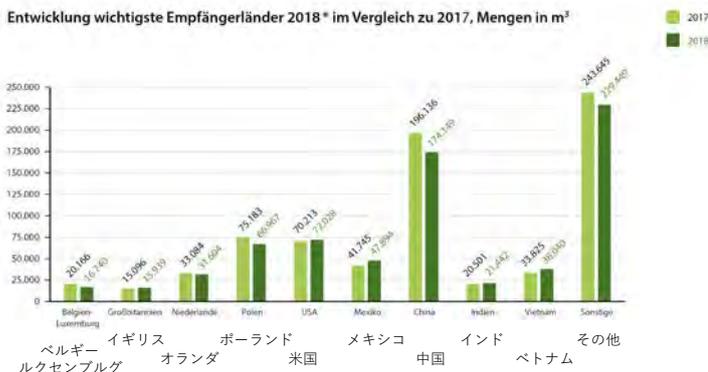
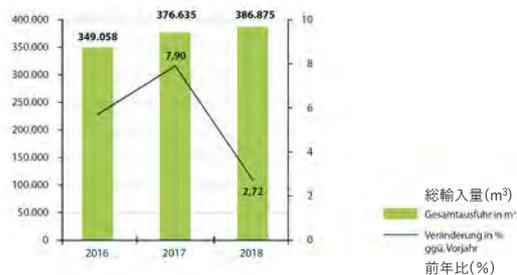


図 3.16 ドイツの広葉樹製材（非熱帯材）輸出量と主な輸出先

Ausfuhr Sperrholz

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

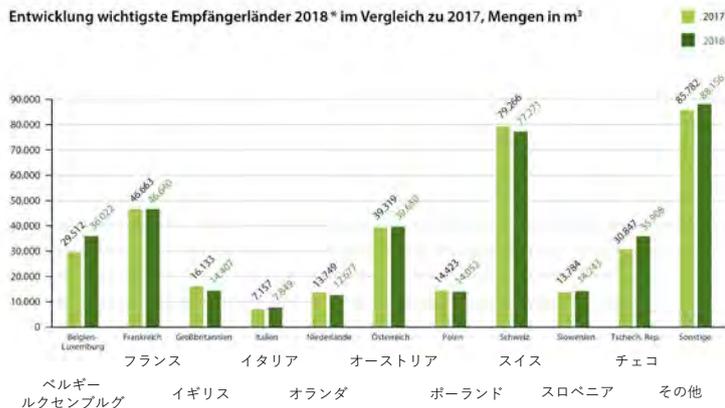
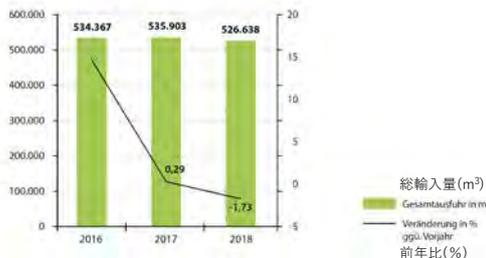


図 3.17 ドイツの合板輸出量と主な輸出先

Ausfuhr OSB

Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

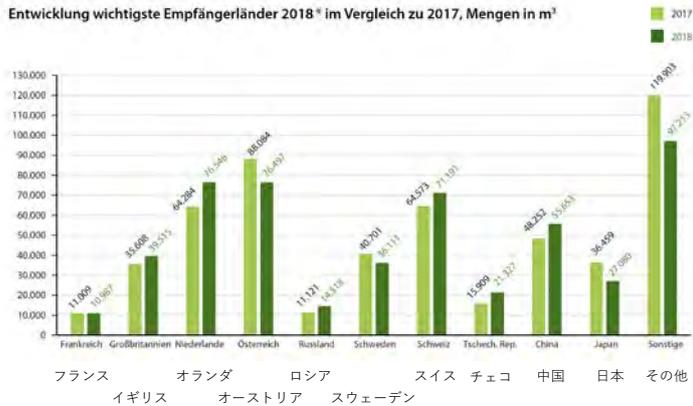
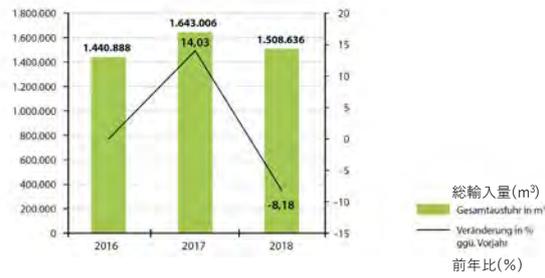


図 3.18 ドイツの構造用パネル（配向性ストランドボード）輸出量と主な輸出先

Ausfuhr Faserplatten mit einer Dichte von mehr als 0,5 g/cm³
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

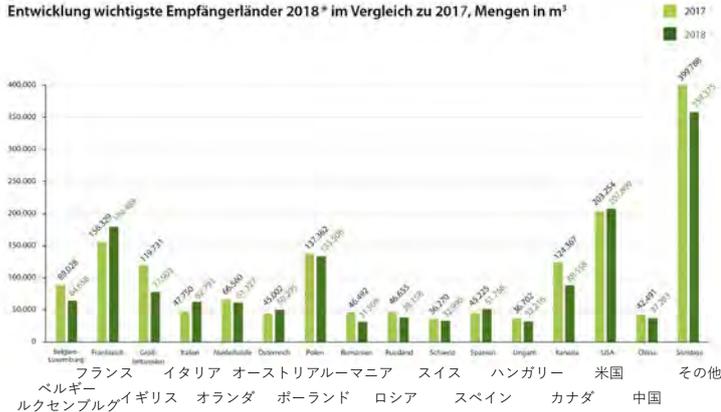
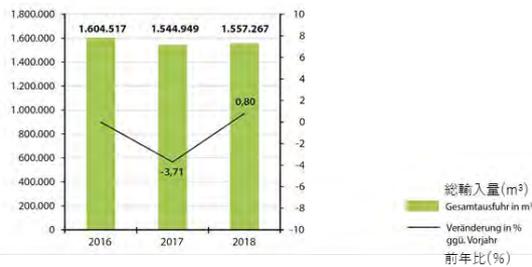


図 3.19 ドイツのファイバーボード（密度 0.5 g/cm³以上）輸出量と主な輸出先

Ausfuhr MDF
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018 *



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

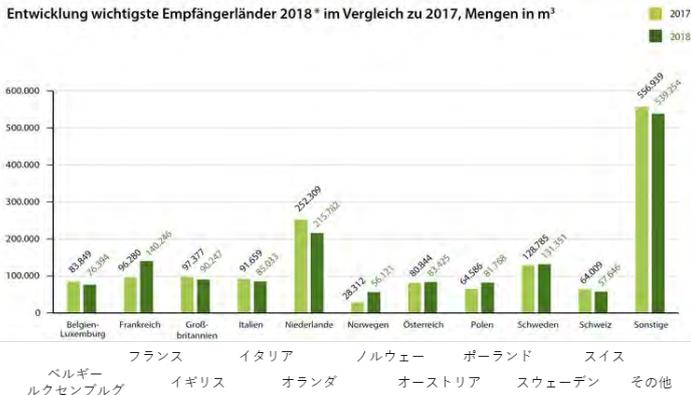
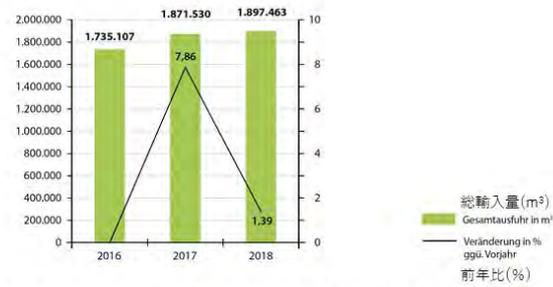


図 3.20 ドイツの MDF 輸出量と主な輸出先

Ausfuhr Spanplatten, Flachschäbenplatten und ähnliche Platten
 Entwicklung 2016 / 2017 / 2018*



Entwicklung wichtigste Empfängerländer 2018* im Vergleich zu 2017, Mengen in m³

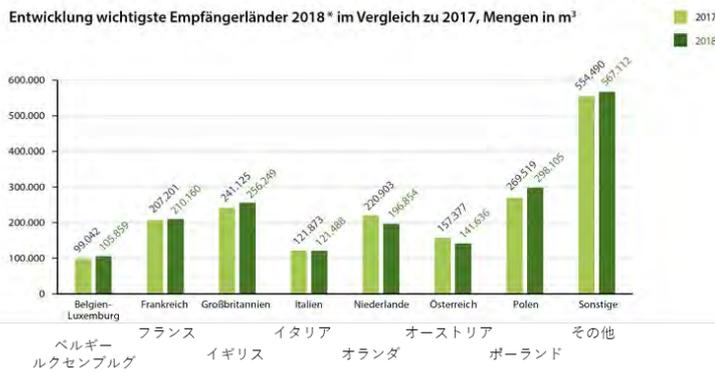


図 3.21 ドイツのパーティクルボード等輸出量と主な輸出先

3-3 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等

ドイツでは、連邦中央政府と各州政府があり、法律にも連邦法と各州法が存在する。例えば森林法では、連邦森林法は基本的な枠組みを提示し、各州森林法はその大枠に細かく肉付けをしている（岸 2012⁵）。本章では、現地調査でドイツ政府より入手した、ドイツ政府がオーストラリア政府⁶の要請で作成したドイツの木材・木材製品の合法性確認のための国別ガイドラインの内容について説明する。これはドイツ政府の見解であると考えることができ、ドラフト段階の情報であることに留意する必要がある。本章の章立ては、ガイドラインに従っている。

3-3-1. ドイツにおける森林伐採の規制

伐採は森林所有者（個人、コミュニティ、企業、州、国）が実施するが委託により実施される場合もある。また、ドイツにコンセッション制度はない。

土地所有権はドイツ憲法によって定められており、土地登記簿に記載されている。土地の所有者は、他の法律に違反しない限り、土地の管理権も所有している。財産の内容及び制限は、ドイツ連邦共和国基本法第 14 条第 1 項によって定められている。これには連邦森林法（National Forest Act⁷）が含まれている。

連邦森林法によれば、すべての森林所有者は「持続可能で適切な管理」の義務を負っている。連邦森林法では（詳細は連邦州によって地域レベルで定められるが）、一定の規模（通常 50ha）以上の森林管理ユニットには、定期的な（通常 10 年）森林管理計画の策定が要求されている。この計画の中心項目は、AAC（年間許容伐採量、annual allowable cut）の計算と管理である。持続可能な森林経営に関するより具体的な基準は、すべての連邦州法に盛り込まれている。森林所有者は森林管理計画に基づき伐採することが可能で、伐採許可に関する制度はない。所有者が計画に反し、持続可能ではない方法で管理、伐採を行うリスクはあるが、森林管理は連邦州当局によって定期的にモニタリングされており、連邦州法に違反する場合は法的に処罰される。

ドイツにおいて一般的に商業的利用が可能な樹種は保護の対象にはなっていない。自然保護地域では、それぞれの保全状況に応じて、伐採が制限されたり禁止されたりする場合がある。

⁵ 岸修司（2012）ドイツ林業と日本の森林 築地書館

⁶ オーストラリア政府は違法な木材を排除するために、各国政府に木材生産等に関する法令等の情報（Country Specific Guideline）を収集し、農業・水・環境省のウェブサイトで公開している。2020年3月現在、9カ国（カナダ、フィンランド、インドネシア、イタリア、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ソロモン諸島）の情報が掲載されているが、ドイツは未掲載であった。

<https://www.agriculture.gov.au/forestry/policies/illegal-logging/importers/resources#country-specific-guidelines>

⁷ ドイツ連邦統計局（<https://www.gesetze-im-internet.de/bwaldg/BJNR010370975.html>）

ドイツでは森林の 2/3 以上が、PEFC や FSC の認証基準に従って自主的に認証が取得されている。2019 年のドイツにおける PEFC 認証取得面積は 7,605,843 ha で世界 9 位、Chain of Custodies 認証件数は 1685 件で、フランスに次いで世界 2 位となっている(PEFC 2019⁸)。一方、FSC 認証の取得は 55 件、1,354,634 ha で、Chain of Custody 認証件数は 2239 件である(FSC 2019⁹)。PEFC 認証と FSC 認証が重複しているエリアは 2018 年時点で 7,605,843 ha である(FSC/PEFC 2019¹⁰)。そのため、ドイツの森林の管理は、森林認証が要求する項目によって実施されているともいえる。

3-3-2 ドイツの木材製品の合法性を特定するための情報

ドイツにおける前項に記載した森林・木材関連の法的要件は、連邦州(Bundesländer)の森林・自然保護当局の責任で管理されていることが保証されているため、ドイツ産の木材・木材製品はすべて合法的な製品として分類することができる。国内における木材伐採に関する各連邦州の森林当局の責任ある監督は、EU 木材規則 (EUTR) に関する義務も考慮に入れている。これらの監督の結果は、EUTR の実施に関するドイツの欧州委員会 (EC) への報告に統合される。

既存の法律では、ドイツのすべての森林所有者は、木材伐採に関する検証可能な文書を保持していなければならないと規定されている。ドイツ国内の木材伐採に関する疑問や懸念に対しては、該当する地域それぞれの森林管理当局に問い合わせることで、文書の入手が可能である。

EU 加盟国および EU 域外の国からドイツに輸入される木材・木材製品の貿易および加工に関しては、EU 木材規則(EUTR)とドイツの国内法「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (木材流通一保安法 : Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG) ¹¹」がある (詳細については 3-4 参照)。

3-3-3 ドイツで製造された木材製品の合法性を特定するための情報

EU 木材規則は 2013 年 5 月に「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律(木

⁸ PEFC (2019) PEFC Global Statistics Data: September 2019. <https://storage.googleapis.com/pefc-platform/pefc.org/media/2019-11/0ba68126-ac39-4cb4-96a9-94dfa4bceb25/8d6332be-8422-5a05-82e9-d58c111e005e.pdf>

⁹ FSC (2019) FSC Facts & Figures. https://fsc.org/sites/fsc.org/files/2019-10/Facts_and_Figures_2019-10-11_0.pdf

¹⁰ FSC/PEFC (2019) DOUBLE CERTIFICATION FSC and PEFC – ESTIMATIONS FOR MID 2018. <https://storage.googleapis.com/pefc-platform/pefc.org/media/2019-04/baecf2a2-144e-4c47-a24b-7a5df7ba2a24/bc3a2d7d-78d4-5863-b11c-d363da8ec380.pdf>

¹¹ 3-5-1 を参照

材流通—保安法: Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG)」としてドイツの法律に反映され、違法に伐採された木材や木材製品を EU 市場に入れることを禁止している。EU 市場に初めて木材製品を販売する事業者には、「デューデリジェンスシステム」の実施が求められる。デューデリジェンスの概念の中核は、事業者がリスクの管理（情報収集、リスク評価、リスク低減）を実施することである。これは、EU 木材規則の対象となる製品群の付属書に記載されているすべての製品について、合法性を証明し、サプライチェーンの透明性を提供する義務を負う。木材を原料とした製品がすでに EU 市場で販売されている場合、関係業者や加工業者はサプライヤーや顧客の記録を 5 年間保存しなければならない。ドイツでは、連邦農業食料機関(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE)が、EUTR の管轄官庁として活動している。ドイツ市場または EU 市場に出すドイツ国産材（木材ベースの製品加工に使用されるものを含む）も HolzSiG の要件の対象となっている。国内森林所有者も、デューデリジェンスを実施する義務があり、該当の連邦州の政府機関がドイツ国産材の EUTR の管轄官庁として管理を行っている（詳細については 3-4 参照）。ドイツ政府の見解として、EUTR の下で BLE、監視団体または事業者自身によって実施されている様々なデューデリジェンスに関する制度によって、ドイツにおける木材製品製造の合法性は保証されていると考えられる、としている。

3-3-4 非政府組織からの情報

森林認証（FSC・PEFC）によって、合法かつ持続可能な供給源からの木材及び木材製品の原産地の証明を提供することができる。しかし EUTR では、認証は市場主導型の自発的なツールであると認識していること、そして、事業者は森林認証の有無にかかわらずサプライチェーンの透明性を提供するなどのデューデリジェンスを実施する義務があるという理由により、EU-FLEGT ライセンス材や CITES を遵守している材のように、EUTR の「グリーン・レーン（デューデリジェンスを実施しなくても合法的な木材とみなすこと）」としては受け入れられていない。しかしながら、森林認証は、EUTR のデューデリジェンスシステムの情報へのアクセス(EUTR 第 6 条(1)(b))とリスクの評価と低減(EUTR 第 6 条(1)(c))に貢献することができる。

FSC-ドイツは、ドイツの FSC 認証における管理木材の、違法伐採を含む様々な懸念事項（リスク）について、評価を実施した¹²。その内容を要約すると次のとおりである。

- 違法伐採木材であるリスク：低い
- 伝統的・市民的権利を侵害して伐採された木材であるリスク：低い
- 高い保全価値が脅かされている森林で伐採された木材管理活動であるリスク：低い

¹² FSC (2011) FSC Controlled Wood Risk Assessment for Germany. <https://ic.fsc.org/download.nra-for-germany.1302.htm>

- 森林から伐採された木材が植林や非森林利用に転換されているリスク：低い
- 遺伝子組換え樹木が植えられている森林からの木材であるリスク：低い

3-4 EU 木材規則の実施

3-4-1 EU 木材規則に関連した国内法制度と体制

1) EU 木材規則実施のための国内法令

EU 木材規則 (EU Timber Regulation, EUTR) の国内実施法として、2つの法律が制定されている。1つは EUTR を国内で実施するための「違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (木材流通—保安法 : Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG)」で、2011年7月に制定 (最新の改正は2015年8月) された。もう1つは、EUTR をドイツ国内で生産された木材と木材製品に適用するための「木材流通—保安法に関する一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiGVwV)」で、2013年11月に制定された。これらの法令の仮訳を3-5に収録した。

違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律(HolzSiG) は10条からなり、その構成は表3.1のとおりである。

表 3.1 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (HolzSiG)の概要

構成	概要
第 1 条 適用範囲と任務委譲	木材輸入のための FLEGT(EC 木材規則 NO.2173/2005)と第三国から EU 域内に輸入された木材または EU の多加盟国からドイツに持ち込まれた木材 (EU 木材規則 NO.995/2010)を対象とし、連邦食料農業省が管轄官庁である。 国産材については州法によって定められた各管轄官庁が責任を負う。
第 2 条 侵害権限	管轄官庁は有効な FLEGT 認可システムに反している、違法に伐採された木材を出荷しているという違法行為を突き止めるために管轄官庁は必要な措置 (市場参加者のデューデリジェンスの実施、木材・木材製品の検査、差し押さえ等) を講じる。 管轄官庁は、疑わしいかどうかにかかわらず、木材・木材製品のサンプルを採取しチューネン研究所で検査する。
第 3 条 税関の協力	管轄官庁の監視に税関が協力する。
第 4 条 データ交換	管轄官庁、税関当局は情報を共有できる。
第 5 条 法規命令制定権	連邦食料・農業省は監視に関する規則を定めることができる。
第 6 条 情報提供義務、容認義務、告発義務	管轄官庁からの要請があった場合は必要な情報を提供しなければならない。
第 7 条 罰金規定	5 万ユーロ以下の罰金：FLEGT・EUTR に反している、EUTR で要求される記録文書が保管されていない、デューデリジェンスを実施しない等 2 万ユーロ以下の罰金：情報を提示しない、担当職員に協力しない等
第 8 条 罰則	1 年以下の自由刑または罰金刑：私利私欲のための故意による FLEGT・EUTR 違反
第 9 条 押収	刑法、秩序違反法により罰金・罰則に関連する物品を押収することができる。
第 10 条 施行	交付の翌日から施行。

2) EUTR 実施のための執行体制

(1) 管轄官庁

HolzSiG によって、連邦行政機関である連邦食糧・農業・消費者保護省(Bundesministerium für Ernährung und Landwirtschaft: BMEL)が、この法律の施行に責任を負っていることが明記され、EUTR に関連した政策法案作成を行っている。EUTR に関連した施策の実施は、BMEL の下部組織である連邦農業食料機関(Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE)が BMEL の責任の範囲内で行うことになっており、EUTR の管轄官庁として登録されているが¹³、輸入木材に関する監督のみを担当している。国産材については、州法によって定められた各管轄官庁が責任を負うことが規定されているが、EC に対しては

¹³ 欧州委員会(2019) Nominated Competent Authorities For implementation of the Regulation EU 995/20101 (EUTR). [https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/LIST%20of%20CAs%20\(EUTR\)%20-%20updated%2008JAN2019.pdf](https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/LIST%20of%20CAs%20(EUTR)%20-%20updated%2008JAN2019.pdf)

報告されていない¹⁴。EUTR の国産材への適用は、後述する。

(2) 税関の協力

HolzSiG には、EUTR の実施のために税関が協力することが規定されている。税関から CA である BLE には、EUTR に関わる HS コードのすべての貨物のリストが共有される。そこには、貨物の詳細情報である原産国(country of origin)、サプライヤーと事業者の名称と住所、製品情報 (HS コード、詳細、材積、価格)、市場に入った日時 (Date of placing on the market) が含まれている。BLE はこの情報をもとに検査を計画し実施している。

BLE によると、税関の協力については HolzSiG に明記されているが、実際には他の法規の改正等が必要であり、税関からの情報が得られるようになるための法的根拠が整備され、実際に情報が共有されるまでには、HolzSiG 制定からしばらく時間がかかったとのことである。

(3) 研究機関の協力

HolzSiG 第 2 条では、木材・木材製品の検査において、BMEL の下部組織の連邦研究機関であるチューネン研究所 (Thünen Institut) が協力することを規定している。BLE は検査の際にサンプルを採取し、チューネン研究所に分析を依頼する。

(4) 監視団体

EUTR では、欧州委員会 (EC) が関係する加盟国と協議の上、監視団体 (Monitoring Organization, MO) の認定を行い、各国の所轄官庁が、自らの管轄権内で活動する MO を定期的 (2 年に 1 度) に検査することが定められている (EU 木材規則 NO.995/2010、No. 607/2012)。しかしながら、HolzSiG には、監視団体に関連する具体的な規則は記されていない。EC のウェブサイトで公開されている 2019 年 3 月付けの情報¹⁵では、ドイツに本拠地を置く監視団体は 2 機関である。詳細は 3-4-2 に記載する。

(5) EUTR の国産材への適用

HolzSiG 第 1 条には、国産材は州法によって定められた各管轄官庁が責任を負うことが規定されている。州法で定められた管轄官庁が、HolzSiG に基づきドイツ国内で統一的な監視を行うために、木材流通—保安法に関する一般行政規則 (HolzSiGVwV) が、2013 年 11 月 25 日に制定された。監視の対象となる市場参加者は、ドイツ国内で木材を伐採し国内市場に初めて流通させる森林所有者と小規模個人木材購買者 (立木のまま木材を購入し自分

¹⁴ ドイツは国産材に関する EUTR に基づく監督について EC に報告を行っていない。

¹⁵ 欧州委員会(2019) List of recognized MOs.

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/List%20of%20recognised%20MOs%20for%20web%20updated%2006MAR19.pdf>

で伐採する)であり、監視のための一般原則として、HolzSiGの規定に加えて連邦と州の森林法、自然保護法に従うことが明記されている。HolzSiGVwVで特徴的なのは、以下の記述である。

監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいかということである。すなわち、ドイツ連邦共和国の領土内で伐採された木材、各州の管轄官庁が担当する地域で伐採された木材が、違法であるリスクをどの程度はらんでいるのかを見極める必要がある。“リスクがある”と決定する際に留意しなくてはならない点は、特定の市場参加者が過去にどのくらいの頻度で、特定の州やある州の特定の地域、特定の種類の木材を違法に伐採していたか、有効であると認定済みの規則、少なくともEU実施規則NO.607/2012第4条、またはそれに準ずる第三者によって精査済みの規則が認められている森林地域で伐採されたのか、である。それらの点を鑑みて調査しなくてはならない。特定の市場参加者たちが、特定の国や地域で、特定の種類の木材を繰り返し違法に伐採していることを当局が突き止めた場合、リスク上昇に比例して、監視体制をさらに強化しなくてはならない(第3節(2))。

また、市場参加者は下記の情報を5年間保管することが求められている。

第5節(2)

1. 商号、製品の種類、流通している木材の種類を含む記述。流通している木材の種類が名称が明確ではない場合は、これらに追加して、木材の種類を学名を記述しなくてはならない。
2. 伐採が行われた国とその国内のどの州、どの地域で行われたかの記述。
3. 体積、重量、製品単位の数を含む分量に関する記述。
4. その木材が納入された購買者の名前と住所に関する記述。
5. その木材が現在効力を有する法規に適合していることを明示する正式文書、またはそれを明示するその他の証明書。

そして、連邦州の管轄官庁はそれを監視する必要がある。

第5節(2) 続き

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけどの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけ

どの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

さらに、HolzSiGVwV には次のような記述がある。

第5節(5)

市場参加者がドイツ連邦共和国内の土地で自己の責任において木材を伐採した場合、伐採の際、その市場参加者が木材伐採に関するすべての法令を遵守していると自分自身で判断できていると確認することができれば、リスク評価手続き、リスク軽減手続きを適用した調査は必須ではない。

以上の事から、ドイツにおける国産材の EUTR の適用は次のように理解することができる¹⁶。

- ドイツ国産材については、森林所有者等が木材を伐採した場合、森林所有者の義務である「持続可能で適切な管理」に基づき（3-3 参照）、法令を遵守して伐採をしている場合は、デュエリジェンスシステムの完全な実施（リスク評価とリスクの低減）は必須とされていない。
- 森林所有者は第5節(2)に示された5つの情報を文書化し、5年間保存しなければならない。これは特別新しく必要となる情報ではないと考えられる。
- HolzSiGVwV は、連邦州の管轄当局が森林所有者の保存する情報の信ぴょう性を確認し、必要であれば追加的な調査をすることを監視として求めているが、それと同時に、「監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいか」と明記している。ドイツ政府は、国内に違法伐採のリスクはほとんどないという見解であり、NGO の評価も同様である（NEPcon 2018¹⁷）。上述した規則とこのリスクの認識によって現状では、各州の CA は EUTR の対応のために追加的な監視等を行う必要性はなく、将来リスクが懸念された場合には対応するという状況である（BLE インタビューに基づく）。平成 28 年度に実施されたノルトライン・ヴェストファーレン州における調査でも、同州の CA は EUTR に関するルーチン的な監視は行っていないと報告されている¹⁸。CA は半年に一度 EUTR の実施状況を EC に報告しているが、ドイツの CA は国産材の検査に関する情報は報告

¹⁶ 本事業では、ドイツの輸入材に対する EUTR の適用について焦点を当てて調査を行ったため、国産材に対する EUTR の適用の実態について連邦州に設置された CA の訪問等は実施していないため、収集できた事実から推察できることとして提示する。

¹⁷ NEPcon, 2018. Timber Legality Assessment Germany. <https://www.nepcon.org/sites/default/files/NEPCon-TIMBER-Germany-Risk-Assessment-EN-V1.1.pdf>

¹⁸ 林野庁平成 28 年度「グリーンウッド法」体制整備等事業 海外現地調査報告書

していない (UNEP-WCMC 2019¹⁹)。

- 結果としてドイツでは、国産材は、既存の森林管理、生産、流通等に関する連邦法と連邦州法を遵守していれば、EUTR 対応として特別な作業（事業者のデューデリジェンスシステムの実施や CA の監視等）を実施することなく、EUTR に基づいた合法性が確保された（違法な木材であるリスクが無視できる）木材とされ EU 市場に流通していると考えられる。

3-4-2. EU 木材規則の実施

EUTR の実施の現状を調査するために、ドイツの管轄官庁と監視団体にインタビュー調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 管轄官庁

ドイツにおける EUTR の管轄官庁 (Competent Authority: CA) は、連邦農業食料機関 (Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung: BLE) が登録されている²⁰。BLE は、農業、漁業、食料、健康にかかわる消費者保護を行う機関で、農作物の品質ラベル表示の監視、検査等を実施している。本部はボン、支部はハンブルグ、ワイマール、ミュンヘンにあり、職員数は約 1,200 人である。EUTR の監視については、ボン本部の 6 名の職員が専任で行っている。事業者 (オペレーター) の立ち入り検査では、事業者の所在地を担当する支部の職員が検査を行い、その後収集した必要書類と検査レポートがボン本部の専任職員に送付され、最終的な判断が行われる。

ドイツは、EU の中で EUTR のなかで検査実施数が多い国の 1 つである。2018 年 7 月～12 月の下半期では、実施した総検査数は 105 件（そのうちデスクレビュー 11 件、オンサイト (訪問) による書類検査 30 件、オンサイトによる書類と製品の検査 64 件) で、ルーマニアとイタリアに次ぐ検査数となっている (UNEP-WCMC 2019²¹)。2019 年は、年間 250 件の検査を計画しており、本調査での訪問時の 9 月の時点で予定通りほぼ半分の検査を完了していた。

(1) 検査対象

BLE が実施する検査の対象は、EUTR で定められた、輸入木材・木材製品を EU の市場

¹⁹ UNEP-WCMC (2019) Overview of Competent Authority EU Timber Regulation checks, July-December 2018. Statistics of checks performed by EU Member States and EEA countries to enforce the implementation of the EU Timber Regulation. UNEP-WCMC, Cambridge, UK.
<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/UNEP%20WCMC%202019%20Overview%20of%20CA%20checks%20July-December%202018%20FINAL.pdf>

²⁰ 輸入された木材・木材製品を対象としていることに留意。

²¹ UNEP-WCMC (2019), 再掲

に最初に出荷する事業者（オペレーター）に該当するものうち、ドイツに所在を置く事業者である。BLE は欧州委員会（EC）に対し、ドイツの事業者数は約 25,000 と報告している（UNEP-WCMC 2019²²）。HolzSiG の施行当初、ドイツでは事業者数を把握するために、事業者に該当する企業に自主的な登録を求め、約 1,000 社の登録があった²³。その後、税関からのデータ共有によって、事業者数は 25,000 社であることが判明した。EUTR における事業者が誰なのかという点については議論があったが、現在では EU の税関申請フォーム（Single administrative document (SAD)）²⁴の 8 番のフィールドの「荷受人（Consignee）」に明記されている者が事業者に該当するという共通認識ができています。ドイツに所在を置く荷受人であれば、BLE が監督する対象と認識される。荷受人に輸入代理業者が記入されている場合もあるが、その場合は代理業者に問い合わせをし、その貨物を実際に受け取っている者を追跡している。また、荷受人は自己消費のために輸入を行った個人である場合もあるが、これも事業者とみなされている。しかし、BLE はこのような個人は積極的に検査を行う対象とみなしてはいない。

検査の対象となる事業者は、税関から共有されるデータを活用して選定されている。前項ですでに述べたように、HolzSiG に基づき、税関から BLE には、EUTR に関わる HS コードのすべての貨物のリストが四半期ごとに共有される。そこには、原産国、サプライヤーと事業者の名称と住所、製品情報（HS コード、詳細、量、価格）、市場に入った日時が含まれている。

BLE は税関から提供されるデータを使って様々な分析を行い検査の実施に活用している。例えば図 3.22 に示すように、事業者が輸入した荷口の価格の分布や、輸入量当たりの平均価格を分析することで、次のようなドイツの現状を明らかにすることができる。

- 木材を輸入した事業者数は、2019 年上半期にのべ 30,000 以上ある。
- 全事業者のうち 90%は 25,000 ユーロ以下の少額の輸入である
- 木材輸入総額の 82%は 450 社の事業者（事業者総数の 1.4%）によって輸入されている
- 輸入額の大きい事業者は単価の高い製品を扱っている

²² UNEP-WCMC (2019), 再掲

²³ 前述の通り、税関の協力が実際に実施されるまで時間がかかり、その間は自主的な登録を求めた。

²⁴ 欧州委員会ウェブサイト

http://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/sad_text_en.xls

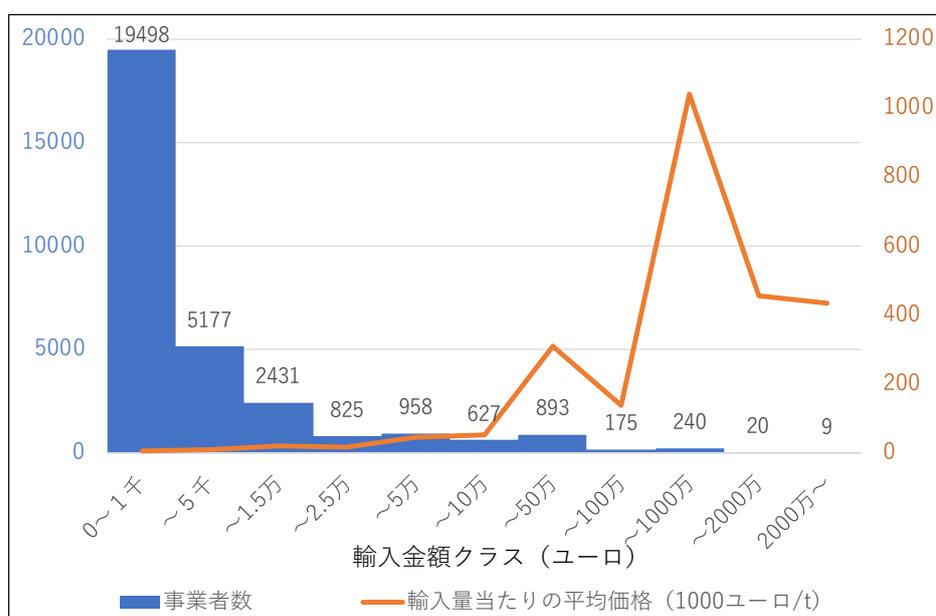


図 3.22 2019 年上半期の事業者数と輸入量当たり平均価格 (CA 提供データ)

この分析を踏まえ、BLE は、効率性を考慮し、輸入金額の大きい事業者を優先的に検査対象にするアプローチを取っている。輸入金額の大きい事業者によってドイツの木材のほとんどが輸入されており、そのような業者は単価の高い製品を扱っており、そのような製品はリスクが高いと想定されるからである。BLE は 2019 年上半期までに、事業者のうち輸入金額上位 200 社はすでに一度は検査を実施していた。ただ、輸入金額の多い事業者のうち、リスクが低いと考えられる国 (例えば米国) からの輸入のみを行っている事業者も存在し、逆に、輸入額の小さな会社でもリスクの高い国から輸入をしている事業者もあるので、このアプローチだけで対応はできないと認識している。そのため、次項で述べるリスクベースのアプローチを組み合わせて活用している。

BLE は、EUTR の取引業者 (トレーダー) については現在検査を行っていない。EUTR は、取引業者に製品のタイプ、量、サプライヤー名と取引先名等を 5 年間確認できる状態にしておくことを求めているが、これらの情報は商法や会計制度などのドイツの法制度に準じて企業経営を行う場合に当然求められる記録とその保管の規則でカバーされているため、あえて特別な検査を行う必要はないという認識であった。

(2) リスクベースのアプローチによる検査対象の選定

EUTR 第 10 条で、管轄官庁の検査はリスクベースアプローチで行われることになっている。BLE は、輸入量が多い原産国のリストを作成し、輸入量上位 20 か国から違法伐採リスクの高い国を毎年数か国選び、その年の検査のターゲットとする国を決定する。違法伐採リスクの高さは、主に腐敗認識指数(CPI)等を使用して評価している。毎年のターゲット国の

選定は、検査の効率性や効果の観点だけでなく、検査員がターゲット国の法制度やリスクについて事前に勉強できるという点でも重要となっている。

また、BLE の最近の計画では、事業者の検査を年間 250 件実施することとしているが、その半分はこれまで検査を行っていない事業者を対象にするように配慮している。ドイツの 2018 年の検査対象の判断基準は、リスクが高い原産国、家具業界（EUTR の実施が十分でないといみなされたため）、フォローアップ検査が必要な事業者であった（UNEP-WCMC 2019²⁵）。

(3) 検査の内容

EUTR によって、事業者は、違法に伐採された木材・木材製品を輸入するリスクが無視できることを確認するために、デューディリジェンスシステム（DDS）を実行することが求められている。BLE は、EUTR の規則と欧州委員会の EUTR に関するガイダンス文書に基づき、事業者が EUTR の要求事項を満たした DDS を実行しているか、木材輸入の際に DDS を使用して必要な書類を収集し、分析し、リスクが無視できることを判断しているかを検査する。EUTR によれば、DDS には情報、リスクアセスメント、リスクの低減の 3 要素があり、これらについて BLE が検査する内容は表 3.2 のとおりである。

表 3.2 DDS の各要素について BLE が検査する内容

DDS の要素	BLE の検査内容
情報	下記の情報を収集しているか？ 製品タイプ、樹種、伐採国、量、サプライヤーと取引業者の名称と住所、適用される法規に適合しているかを示す書類や情報
リスクアセスメント	下記を分析し、リスクが無視できるかどうかを確認しているか？ 伐採国の違法伐採リスク、該当樹種の違法伐採リスク、原産国の武力紛争、木材輸出入に関する該当国に対する制裁措置の有無、サプライチェーンの複雑さ
リスク低減	リスクが無視できない場合、下記を実施しているか？ 独立した第三者機関の検証スキームの利用、独自の現地調査の実施、木材（樹種、伐採地（国レベルまたはコンセッションレベル、個体）の特定のために科学的手法の利用

HolzSiG では、違法性が疑わしいケースかどうかにかかわらず、製品のサンプルを採取し、チューネン研究所で分析することが求められている。BLE は、科学的分析（組織学的分析、遺伝学的分析）も検査で積極的に活用している。

²⁵ UNEP-WCMC (2019), 再掲

(4) 検査方法

BLE はまず、上述したリスク判断基準を考慮して、検査対象の事業者を決定する。実際には、税関の情報を活用し、検査対象となる荷口を事業者に指定している。

BLE の事業者の検査には、デスクレビュー検査とオンサイト（訪問）検査の 2 通りある。デスクレビュー検査では、BLE は検査対象事業者が輸入した 2 つの荷口を指定し、DDS のすべての書類を BLE 本部に送付を依頼する。デスクレビューは本部の専任職員の 2-3 日の作業で完了でき、効率的に検査できる。オンサイト検査では、検査の約 2 週間前に 5 つの貨物を指定し、BLE 支部の検査員が事業者を訪問、半日～2 日かけて現地で質問等しながら書類を収集する。5 つの荷口のうち 2 つからは科学的分析のための木材・木材製品のサンプルを採取し、チューネン研究所に分析を依頼することを基本としている。検査員は簡単なレポートを作成し、収集した書類とともにボン本部に送付し、専任職員が 1～4 日かけて結論をだす。

検査の実施、特に検査を結論付ける専任職員には相応の知識と経験が必要になる。インタビューした BLE の担当者の見解では、一人前に作業ができるようになるには 2 年程度かかる、としている。

(5) 検査実績

HolzSiG では罰則が規定されており、検査の結果違反と判断された場合は、罰金・没収などが科せられることになる。2013～2016 年の期間は、HolzSiG が十分に普及していないこともあり、また、「取り締まりを段階的に厳しくする」という政治的な意向もあり、違反に対して警告はするが罰則は課さないという対応していた。2016 年以降は違反に対して規則通り罰則を科している（図 3.23）。2018 年 7～12 月の期間に BLE が検査した 105 件のうち、49 件で適切な DDS を実施していなかったことが判明、是正要求を通知し、44 件から罰金を徴収、1 件の没収を課した（UNEP-WCM 2019²⁶）。

²⁶ UNEP-WCMC (2019), 再掲

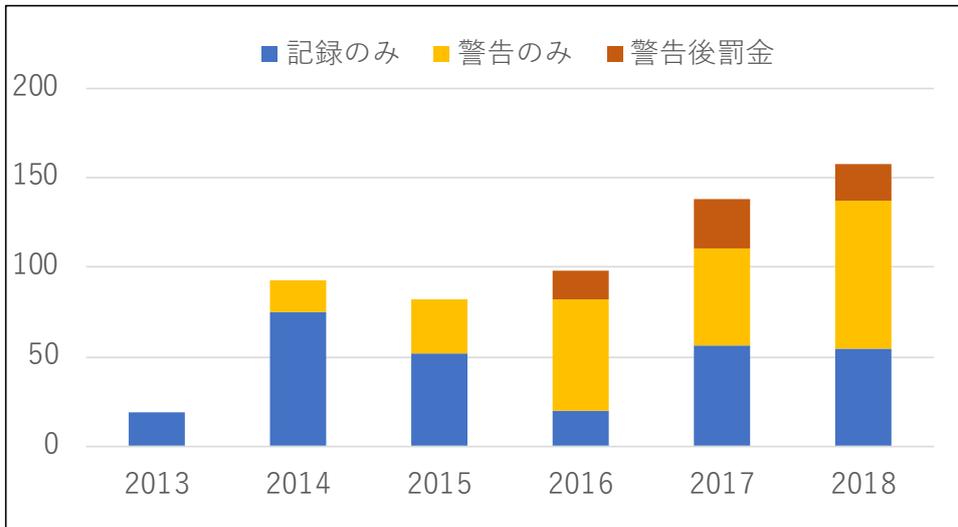


図 3.23 ドイツの違反件数の推移

これまでの罰金の最高額は 50,000 Euro で、貨物の没収は 2 件（コンゴ民主主義共和国から輸入されたウェンジ材、ミャンマーから輸入されたチーク材）生じている。コンゴの件は違法の証拠が存在したので商品は没収されたが²⁷、ミャンマーの件については合法か違法かどちらの証明もできなかったため、現地に返送されることになった。ドイツでは、違反した企業名の公表は許されていない。

BLE がこれまで実施してきた科学的検査数は増加傾向にあり、主に組織学的分析が実施されている（図 3.24）。2018 年には組織学的分析は 171 件、遺伝学的分析は 9 件実施された。

²⁷ BLE ウェブサイト https://www.ble.de/SharedDocs/Meldungen/DE/2017/171116_Wenge-Holz.html?nn=8904412

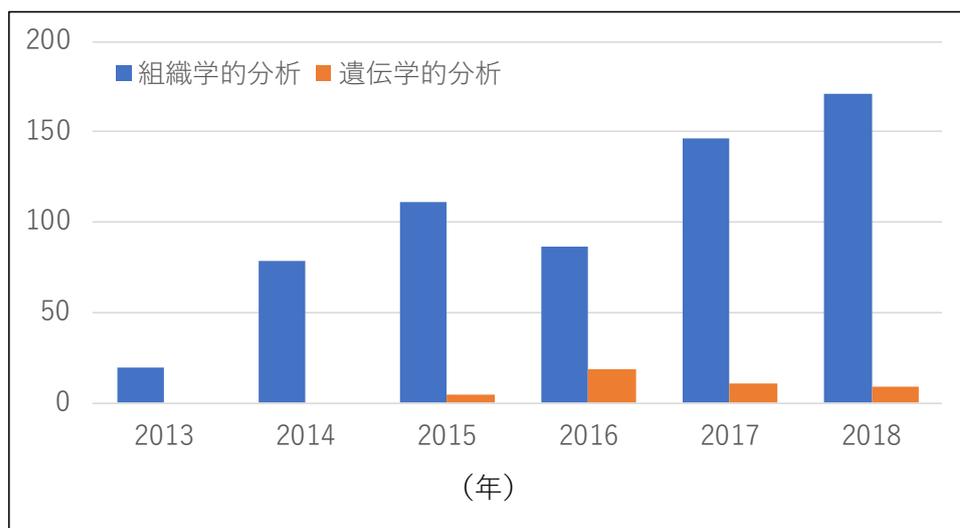


図 3.24 BLE が検査で実施した科学的分析数の推移

2019 年上半期に実施された科学的分析の結果では、サンプルを採取した製品のうち約 7 割は、原産国、樹種についての事業者の申告と科学的分析の結果が一致しており、正確な申告と判断された。製品別では、製材は 9 割で申告と分析結果が一致していたが、木材装飾品と紙製品では約 6 割、家具では 4 割程度が一致せず、虚偽の申告とみなされた。

(6) 検査の経験と教訓

BLE の検査担当者 2 名に、検査の経験と教訓についてインタビューを行った結果を以下に示す。これは、検査担当者個人の見解である場合もあるため、留意する必要があるが、豊富な経験に基づく意見として参考にすることができると考えられる。

ドイツ国内の事業者にはまだ EUTR のことを知らない企業が存在する。担当者の感覚として、全体のうち 60% の企業はまだ EUTR に対応できていない状況であるとのことである。HolzSiG の施行に伴い、政府から約 1,000 社に対して通知を送付したが、もっと普及の取組を実施する必要があったと考えており、現在でもまだその必要性を感じている。しかしながら、ドイツでは、BLE は EUTR を普及するという役割は与えられておらず、そのための予算も確保されていない。ドイツの企業は NGO (NEPCon 等) が開催するワークショップに参加しているようである。また、一般市民レベルでは、HolzSiG や EUTR はほとんど普及していないと考えるが、木材に限らず、製品のサプライチェーンのドイツ国内外での環境・社会影響についての関心は高まっていると感じている。

EUTR の施行開始当初は、検査において、事業者がサプライヤーを明かすことに難色を示すことや、第一次サプライヤーが第二次サプライヤーを教えることを拒否することなどがあったが、EUTR が普及するに従いそのような問題はなくなってきている。開始当初は、DDS でどのような書類・情報を収集すべきなのか EUTR の規則の中で明示されていなか

ったことから混乱があったが、EC で作成されたガイダンス文書（8-2 参照）が公開されたことで共通の認識が得られ、BLE の検査でも、ガイダンス文書を基準としている。

管轄官庁として検査を実施するにあたり、生産国の現状を理解することは非常に重要であると考えているが、木材・木材製品の生産国の法規制は多様で複雑であり、すべてに精通することは困難に感じている。特に、合法か違法かを明確に判別することは非常に困難である。BLE では、生産国の情報を NGO のレポートを含め様々な情報源から入手している。EUTR のために、EC に代わって UN-WCMC（世界自然保全モニタリングセンター）が国別情報を公開している²⁸。この情報は NGO のレポートに比べて中立的な情報であると考えているが、現在、公開されている国別情報は5カ国（ブラジル、中国、ミャンマー、ロシア、ウクライナ）に限られている。EU 各国の CA が集まる会合²⁹が2か月に一回程度開催され、そこで様々な情報交換を行っている。会合では、各国の違反の事例の情報交換も行なわれ、検査において何に注意を払う必要があるか参考にできる。例えば、ミャンマーから輸入されたチーク材の違法性の問題については、CA 会合で2年間ほど議論がなされ、その結果2017年に、ミャンマー国内で努力がなされているものの現時点ではミャンマーが輸出する木材が EUTR に適合していると証明することはできない、と結論付けた³⁰。BLE のウェブサイトでは、ミャンマーからの木材輸入に関する情報として、明確に「現在、ミャンマーから EUTR に準拠した木材の輸入はできません」と公表しているが³¹、これは CA 会合の結論に基づくものであり、BLE が独自に特定の国のリスク等に関する評価を公表することはない。NGO の Forest Trends が主催する TREE meeting という会合が年2回程度開催されている。そこでは、EU 域外の国の違法木材対策の監督を行う政府担当者や、生産国政府、NGO など様々な関係者が集まるため、BLE は、関連情報の収集、交換ができる場として活用している。

ドイツでは、BLE は木材生産国の情報を事業者に提供する役割は担っておらず、各事業者が自身で情報収集を行うべきという認識である（検査で活用するために情報収集は行っている）。ただ、上述したように、EU レベルでの決定については、国内に向けて情報提供を行っている（上述のミャンマーの例）。

検査において判断に困ることは多々ある。事業者によって収集された書類内容をそのま

²⁸ UN-WCMC ウェブサイト <https://www.unep-wcmc.org/resources-and-data/overviews-of-competent-authority-eu-timber-regulation-checks>

²⁹ 正式名称は、Commission Expert Group on the EU Timber Regulation (EUTR) and the Forest Law Enforcement, Governance and Trade Regulation (FLEGT)

³⁰ UNEP-WCMC (2017) Briefing Note for the Competent Authorities implementing the EU Timber Regulations. https://www.unep-wcmc.org/system/dataset_file_fields/files/000/000/468/original/Briefing_note_June17-July17.pdf

³¹ BLE ウェブサイト https://www.ble.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2018/180613_Myanmar.html?nn=8904412

ま認めるか、虚偽を疑うかについては、原産国の CPI を参考に確認している。CPI については、その国の第一印象が得られるという点で活用している。CPI が 50 より下である生産国の木材・木材製品に関する検査では、DDS で収集された書類の信頼性を確認するようにしており、30 より下であれば基本的にはリスク低減が必要であるという認識を持っている。例えば、ペルーやブラジルは公的書類のデータベースがあるので、信憑性の確認が可能である。しかし、CPI の低い国だから問題があると一概に言うことはできないところが難しい点である。また、EUTR では、森林認証材であれば違法リスクがないと一概にみなせるわけではないという認識があり、BLE も同様の認識である。しかしながら、リスクの低減において森林認証が適切に活用されていれば、基本的には問題としていない。

事業者からは、木材製品の DDS は困難という声も聞かれる。確かに、加工品などサプライチェーンが長い場合、DDS は非常に複雑になる。しかし、他の製品（例えば綿製品など）について、同様の確認を実施できている事例もあり、木材製品での DDS の実施が不可能ではないと考えている。

罰金などの罰則規定は、一部の企業の行動を変化させるためには有効と考えている。ドイツでは、違反となった企業名の公開などは許されていない。問題のある調達を行っている会社に関する指摘を NGO から受ける場合もあるが、実際に規則を遵守して DDS を実施している企業から受ける場合もある。規則に従っている「良い」企業がビジネス上で不利にならないように、しっかりと監視を行うことが、CA の役割であると認識している。また、ドイツは EU の中では比較的厳しく監視を実施している国であると認識しているが、そのことがドイツ企業のビジネス上の競争において不利に働かないように、各国が適切に監視をする必要がある点について、EU の CA 会合などで発言している。

ドイツには MO（監視団体）が 2 社あるが、EU の他国と同様実質的に機能していないと認識している。EUTR 施行当初は、企業は何をすればいいかわからず、アドバイスなどを提供してくれる機関が必要であったが、現在は多くの企業が独自の DDS を使っている。EC の通知「EU 木材規則に関するガイダンス文書³²」では、MO の DDS を使用し、確認を受けている機関は CA の検査の優先順位を下げる事が可能とされているが³³、ドイツの MO である GD Holz Service 社の場合、リスクの高い木材・木材製品を扱っている事業者が同社のサービスを利用しているため CA の検査の対象となることが多く、企業にとっては MO の確認と CA の検査を二重に受けることとなり、企業にとって MO の DDS を使用す

³² 「Comission Notice of 12.2.2016 Guidance document for the EU Timber Regulation」。8 章に翻訳を収録している。

³³ 「EU 木材規則に関するガイダンス文書」には「MO を利用する事業者に対する CA の検査」の項目があり、「CA は、リスクに基づいて計画を策定する際に、MO のデューデリジェンスシステムを利用する事業者も含めなければならない。例えば、十分検査された MO のデューデリジェンスシステムを利用する事業者を「低リスク」とみなすなど、CA は MO の利用を検討材料に用いることもできる。」という記述がある（8-2-1）。

るメリットがあまりないという状況となっていると認識している。

2) 監視団体

欧州委員会の公表³⁴によれば、2019年3月時点でドイツに所在を置く監視団体(Monitoring Organization, MO)は下記の2団体である。

- GD Holz Service GmbH
- DIN CERTCO Gesellschaft für Konformitätsbewertung mbH

ドイツのCAであるBLEから、GD Holz Service社はより活発にMOとして活動しているという情報を得た。また現地調査のために両社に連絡を試みたものの、返答を得たのはGD Holz Service社のみであった。

(1) GD Holz Service社の概要

GD Holz Service社はドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e.V.)³⁵の子会社である。ドイツ木材貿易協会の会員がEUTRに対応するためのサービス提供のために設立され、2015年からEUTRのMOとして業務を行っている。

(2) GD Holz Service社のMOとしての活動

ドイツ木材貿易協会の会員は、EUTRの施行に伴いその要求事項に対応する必要に迫られたため、ドイツ木材貿易協会がMOに登録し、会員企業をサポートすることを検討した。EUTRの第8条によって、「業務の遂行においていかなる利益相反も存在しないと保証できること」が求められているため、ドイツ木材貿易協会は子会社としてGD Holz Service社を設立し、2015年1月にMOとして登録された。実際にはGD Holz Service社はドイツ木材貿易協会と同じ建物内にオフィスを構え、業務に携わる社員は2名である。しかしながら、2015年以来、MOの業務を行ってきたが、2019年よりMOの業務は実質的に停止していることが、本調査で明らかになった。

MOの活動を停止している理由は、これまで4年間MOとして会員企業にサービスを提供していた中で、会員企業のニーズはMOによるDDSが正しく実施されているかどうかの確認ではなく、個々の企業の事情を踏まえてEUTRにどのように対応すればいいかについての専門的なアドバイスであることが判明したからである。EUTR第8条では、MOは事業者にはDDSを提供するが、「事業者が適切にそのDDS利用していることを確認」し、「適切に利用していない場合は、適切な措置を講じる」ことになっている。さらにこの措置

³⁴ 欧州委員会(2019) List of recognized MOs, 再掲。

<https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/List%20of%20recognised%20MOs%20for%20web%20updated%2006MAR19.pdf>

³⁵ ドイツ木材貿易協会(GD Holz)ウェブサイト <https://www.gdholz.de/>

には、「事業者が重大または反復的な違反を犯している場合に管轄官庁へ通報すること」も含まれている。つまり、EUTR の MO は、管轄官庁の代わりに検査を実施するような役割として位置づけられており、MO の立場では、会員企業が適切に DDS を利用できていない場合にそれを指摘することはできても、具体的な改善のためのアドバイスを提供することができなかった。しかし、GD Holz Service 社の本来の目的はドイツ木材貿易協会会員企業の EUTR 対応の支援であり、会員企業のニーズは問題点の指摘ではなく、専門的なコンサルティングサービスであることが明確となり、MO としての業務では本来の目的達成と会員企業の満足を得ることができないことが明確になった。それに加えて、前項で述べたように欧州委員会の「EU 木材規則に関するガイダンス文書」には、CA は十分検査された MO の DDS を利用する事業者を「低リスク」とみなすなどこともできる、という記述があるものの、実際には、ドイツの CA である BLE は、GD Holz Service 社が MO として確認を行った事業者を低リスクとみなすことはなく検査を実施しており、ドイツ木材貿易協会会員企業は、MO の確認と CA の検査に対応しなければならず、より手間がかかっている状況を生じさせていた³⁶。

GD Holz Service 社は、ドイツでは CA と MO の協調、連携がとられていないためこのような事態になったと指摘していた。CA からは検査に関する情報はこれまで全く共有されていなかったため、MO の確認業務で反映することができなかった。一方で、前項で述べたように、CA である BLE は、リスクの高い木材・木材製品を扱っている事業者が同社のサービスを利用しているため検査せざるを得ないことを指摘していた。また、GD Holz Service 社は独立した会社組織であるとはいえ、ドイツ木材貿易協会と関係があるという認識を CA 担当者が持っていることもインタビューでは伺えた。

実際に、CA と MO の関係性に関する問題は、EUTR 実施の問題として認識されていると考えられる。欧州委員会の「EU 木材規則に関するガイダンス文書」(8-2-1 参照)には、「MO と CA の間の伝達および協調」という項があり以下の記述がある。

MO と CA との間で効果的なコミュニケーションが図られていれば、両者の能率が向上する。CA は、どの事業者が MO を利用しているかを知っていれば、リスクに基づいて計画を立案する際にそれを考慮することができる (例: そのような事業者への訪問を減らす)。これは CA、事業者および MO にとって有益である。

同様に、MO が提供するデューディリジンスシステムを正しく利用できていないのはどの事業者かを CA が知っていれば、CA はそれを考慮に入れることができる (例: これらの事業者への訪問を増やす)。これは CA にとって有益である。なお MO には、規則

³⁶ 後述するが、MO の確認と CA の検査を受けた経験のある事業者は、MO の確認で問題がなくても、CA の検査で問題と指摘される場合があったとしている。

995/2010 の第 8 条 (1) 項 (c) 号に基づいて、CA と情報を共有する義務があることに留意しなければならない。

MO が特定の違法性の証拠を発見した場合、それは直ちにすべての加盟国の CA によって活用されることになる。

MO は、サービスを提供している加盟国の CA と、顧客の年次報告書 (契約有効期間の詳細を含む) を共有することが推奨される。

GD Holz Service 社は、EUTR 施行当初から状況が変化したことも指摘していた。施行当初は事業者は何をしたらいいのかわからず、MO の DDS を使用するということは負担軽減になると認識されていた。しかし実際に CA の検査を経験したりするなかで事業者にも学ぶことがあり、また新しい問題が生じることもあり、事業者の MO の役割に対する評価も変化したと同社は考えていた。

このような経緯を踏まえ GD Holz Service 社は、2019 年からドイツ木材貿易協会会員企業に対して、2 種類のサービスを提供している。1 つはこれまで通り MO としてのサービス提供、もう 1 つは EUTR 対応のためのコンサルティングサービスである。顧客企業は、どちらか 1 つを選ぶことができるが、現在すべての企業がコンサルティングサービスを選択し、MO のサービスを選択している企業はない。GD Holz Service 社は、EUTR の MO 登録を解除するつもりはなく、企業数はゼロと欧州委員会に報告している。MO のネットワークがあり、そこから得られる情報は有益であるため、MO 登録は継続していくとしている。GD Holz Service 社のコンサルティングサービスについては、業界団体の取組として次章に記述する。

3-4-3 民間の取り組み

EUTR に対する民間の取り組みの現状を調査するために、業界団体と事業者 (オペレーター) として DDS を実施している企業に対し調査を行った。以下は、引用が明記されていない限り、インタビューに基づく情報である。

1) 業界団体

(1) ドイツ木材貿易協会の概要

ドイツ木材貿易協会(GD Holz, Gesamtverband Deutscher Holzhandel e. V.)は、ドイツの木材貿易業界の横断的かつ代表的な団体で会員企業 900 社の経済的利益を束ね、政治、組織、メディア、社会との関連で業界を代表している。ドイツ木材貿易協会の会員は業界企業数の 60%、業界取引額の約 80%をカバーしている。主な活動は、メンバー間のコミュニケーションを促進する全国的なネットワーク、全国的な業界イベントの開催、会員の利益のために木材や木材利用の専門化・標準化委員会への参加、会員の品質保証に関わる活動等を実

施している。3-4-2 で述べたように、EUTR の施行に伴い会員企業が対応をせまられたため、ドイツ木材貿易協会は子会社として GD Holz Service 社を 2015 年に設立し、MO として会員企業に対してサービスを提供してきたが、2019 年からは MO としてのサービスではなく、コンサルティングサービスを提供している（3-4-2 参照）。

(2) ドイツ木材貿易協会の EUTR に対する見解

違法な木材の排除は重要であるが、木材業界への影響も考えて規制を実施する必要があると考えている。EUTR によって、木材の使用自体が否定的な印象を与える可能性もある。すでに、レンガ業界はこのことを利用して「木造住宅はサステイナブルではない」というキャンペーンを行っており、業界団体としてその対応を行っている。

EUTR では、CA と事業者の負担を軽減することを目的に MO の制度が作られたが、施行から 6 年たった現在の状況を鑑みると、MO 制度は失敗であったと考えている。事業者が必要としているのは、何をどうすればいいのかを具体的に示すコンサルティングサービスである。そのため、子会社の GD Holz Service 社もコンサルティングを始めることになった。

EUTR に基づきドイツ政府は監視を厳しくしており、検査対象の範囲も広がっている印象がある。しかし、監視の効率と効果の観点からすれば、リスクが高い国からの取引量が多い企業にだけ焦点をあて検査すれば十分と考えている。CA の検査における判断の根拠は公開されていないため、事業者は対応に苦心することがある。何をすべきなのかが明確に分かれれば、事業者も事前に対応することができると考えている。

EUTR 施行の前から熱帯地域からの木材輸入の問題は指摘されており、その対応として多くの企業は森林認証を活用してきた。しかし、EUTR では、森林認証だけでは違法木材であるリスクを排除したことにはならないという見解であり、これは事業者にとって大きな負担になっている。森林認証材に転換することですでにコストがかかっているにもかかわらず、追加的に DDS の実施を求められるので、さらにコストがかかるという状況が生じている。EU-FLEGT-VPA は、DDS にかかるコストを生産国側へ完全にアウトソースできるという点で有益なツールであると考えている。より多くの生産国と VPA が締結されることを望んでいる。DDS のリスクの低減措置の 1 つの方法として、自社で現地視察を実施することがあるが、ドイツの CA はその有効性に対し懸念を持っており、将来認められなくなる可能性もある。そのような場合は、第三者機関に依頼をしなければならず、さらなる追加的コストが生じることを懸念している。

(3) GD Holz Service 社のコンサルティングサービス

GD Holz Service 社は、2019 年からドイツ木材貿易協会会員に対する EUTR に対応する

ためのコンサルティングサービスを開始した（その経緯については3-4-2を参照）。これまでMO業務の契約をしていた会員企業には、MO業務の契約とコンサルティングサービスの契約を提示したが、すべての企業がコンサルティングサービスを選択した。契約企業数は60社程度あり、契約金額は1社あたり約1500ユーロである。利益を上げることは考えておらず、会員向けサービスとしてコストがカバーできる範囲の業務を行っている。現在専任社員2名でコンサルティングサービスを行っているが、キャパシティの観点から現状の契約数が最大限であると考えており、社員を増員して事業を拡大するかどうかは検討中であるとのことである。また、ドイツ木材貿易協会会員外にもサービスを提供する場合は、同金額で行うことは困難である。

GD Holz Service 社が提供するコンサルティングサービスの内容は次のとおりである。

- DDS の提供
- 生産国情報や EUTR に関連する情報の提供（ニュースレター）
- 事業者の DDS 担当者のトレーニング
- 個別相談への対応

これまで DDS の提供は MO 業務として行ってきたが、コンサルティングサービスにおいても実施している。契約事業者は、GD Holz Service 社から提供された DDS を自社の DDS として運用することになる³⁷。実質的には GD Holz Service 社が DDS の必要な改善等の作業を行っているが、CA の検査時には、契約事業者が自社の DDS として説明をすることになる。生産国情報は、国際機関、NGO 等のレポートのサマリーをニュースレターのような形で事業者に送信している。既存のレポートは長いものが多く、契約事業者がすべてを読みこなすのは困難であり、このような情報発信は好評である。初めて GD Holz Service 社の DDS を使用する場合や DDS 担当者の異動などが生じた場合は、契約事業者を訪問し1日程度のトレーニングを提供している。個別相談で多いのは、CA の検査で指摘された事項にどのように対応したらよいか、という問い合わせである。電話や出張で対応する。コンサルタント業務に変更したことで、契約事業者から、CA の検査内容や結果に関する情報を得ることができるようになり、具体的な対応策を契約事業者に提供することが可能になった。契約事業者からの反応は良好とのことである。

(4) GD Holz Service 社の DDS

GD Holz Service 社が提供する DDS は、図 3.25 のように、①準備、②情報収集、③リスク分析、④リスク低減、⑤結論の5つのステップで構成されている。このうち、EUTR で定められた DDS の要素は②から④である。各ステップの内容は、表 3.3 に示した。MO が提

³⁷ 事業者が MO から提供された DDS を利用している場合は、MO が DDS の管理を行うことが EUTR で定められている。

供する DDS とは異なり、コンサルタントが提供する DDS を契約企業が自社の DDS として使用することになるので、企業は DDS に修正を加えることも可能であるが、そのようなことはしないことを推奨している。

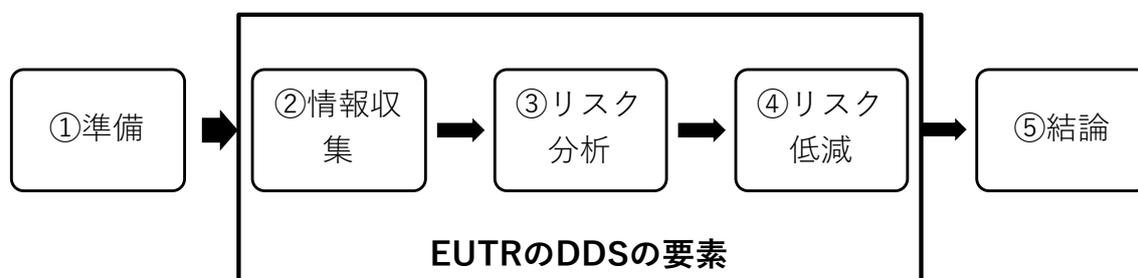


図 3.25 GD Holz Service 社が提供する DDS のステップ

表 3.3 GD Holz Service 社が提供する DDS の各ステップの内容

DDS のステップ	内容	頻度
①準備	宣言 事業者が DDS を適切に実施することを宣言する	MO・コンサルティング契約時
	DDS のハンドブック この DDS を適切に使用するためのマニュアル	
	サプライヤーへのレターフォーマット サプライヤーに EUTR に関する情報を説明するための通知書。7 か国語で準備されている	サプライヤーごとに 1 通
②情報収集	収集すべき情報を示したフォーマットが用意されており、事業者が情報を収集する サプライヤーと関連製品に関する情報収集フォーマット サプライチェーンの説明フォーマット 収集した文書の一覧表フォーマット	年 1 回以上実施
③リスク評価	EUTR に準拠したリスク評価 リスク評価のフローチャート	供給者ごとの輸入製品について、②の情報更新時に実施
④リスク低減	リスク低減に関する文書のフォーマットが準備されている オンサイト訪問の文書化と記録フォーマット サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット（合法性を証明するものではない）。7 か国語で準備されている	必要に応じて実施
⑤結論	DDS の実施の結果を取りまとめるためのフォーマットが準備されている 結論フォーマット 輸入貨物リストフォーマット 適合確認書フォーマット（この DDS を的確に使用していることを証明する） GD Holz Service 社のコンサルティングの確認書フォーマット	年 1 回以上実施

① 準備

宣言では、GD Holz Service 社と契約するにあたって、EUTR の枠組みにおける注意義務の履行を約束し、提供する DDS を適切に使用することを宣言する。DDS のマニュアルが契約事業者に提供され、それに基づき DDS を適切に使用する。DDS を実施するにはサプライヤーからの情報が不可欠であり、サプライヤーに EUTR を説明し、情報の提供を依頼する必要がある。そのためのレターのフォーマットが 7 か国語（中国語、ドイツ語、英語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語）で準備されている。

② 情報収集

事業者は次の情報を収集する必要がある。

- 製品の情報
- 製品タイプ、名称
- 樹種名（必要に応じて学名、複合製品の場合は含まれるすべての樹種について）
- 伐採国名（必要に応じて地域やコンセッション）
- 量
- サプライヤーの情報（すべてのサプライチェーン情報であればよりよい）
- 販売先（必要な場合）
- 合法的な伐採を確認できる書類

「サプライヤーと関連製品に関する情報収集フォーマット」と「サプライチェーンの説明フォーマット」が準備されており、それにもれなく記入することで、必要な情報を網羅できるようになっている。

③ リスク分析

収集した情報を使って以下のような観点からリスクを分析することが求められている。注意が必要なのは、輸出国が原産国とは限らないことであり、原産国の状況の確認が不可欠である。

- 該当する樹種の違法伐採の状況（頻繁に起こっているか）
- 該当する原産国の違法伐採の状況（頻繁に起こっているか）
- 原産国の武力紛争
- EU または国連による制裁措置
- サプライチェーンの複雑さ
- 書類のもっともらしさ
- 認証
- 原産国の汚職の状況

DDS では、リスクを分析するためのフローチャートを準備しており、この DDS の特徴的なものとなっている（図 3.26）。基本的には、はい、または、いいえ、で回答していくが、その過程でリスクに応じた得点付けがなされる。例えば、原産国の腐敗認識指数(CPI)が 30 以下で武力紛争がある場合には 5 点が付与、さらに該当樹種の違法伐採の報告が多く、原産国の違法伐採の報告も多い場合はさらに 4 点が付与され、リスクの得点の合計は 9 点となる（リスクが一番高いケース）。一方で、森林認証材の場合には、合計点から 5 点がマイナスされ、リスクインデックス (RI) が算出される（この場合は 4 点）。最終的に、リスクインデックスが 4 以下の場合は、「リスクは無視できるレベルでありリスク低減措置は不要」、リスクインデックスが 5 以上の場合は、「リスク低減措置を行う必要がある」と判断される。

CAによる検査では、フローチャートの各判断においてその根拠を説明することが求められるため、その対応として追加の説明とその情報ソースを明記しておくフォーマットも準備されている（図 3.27）。

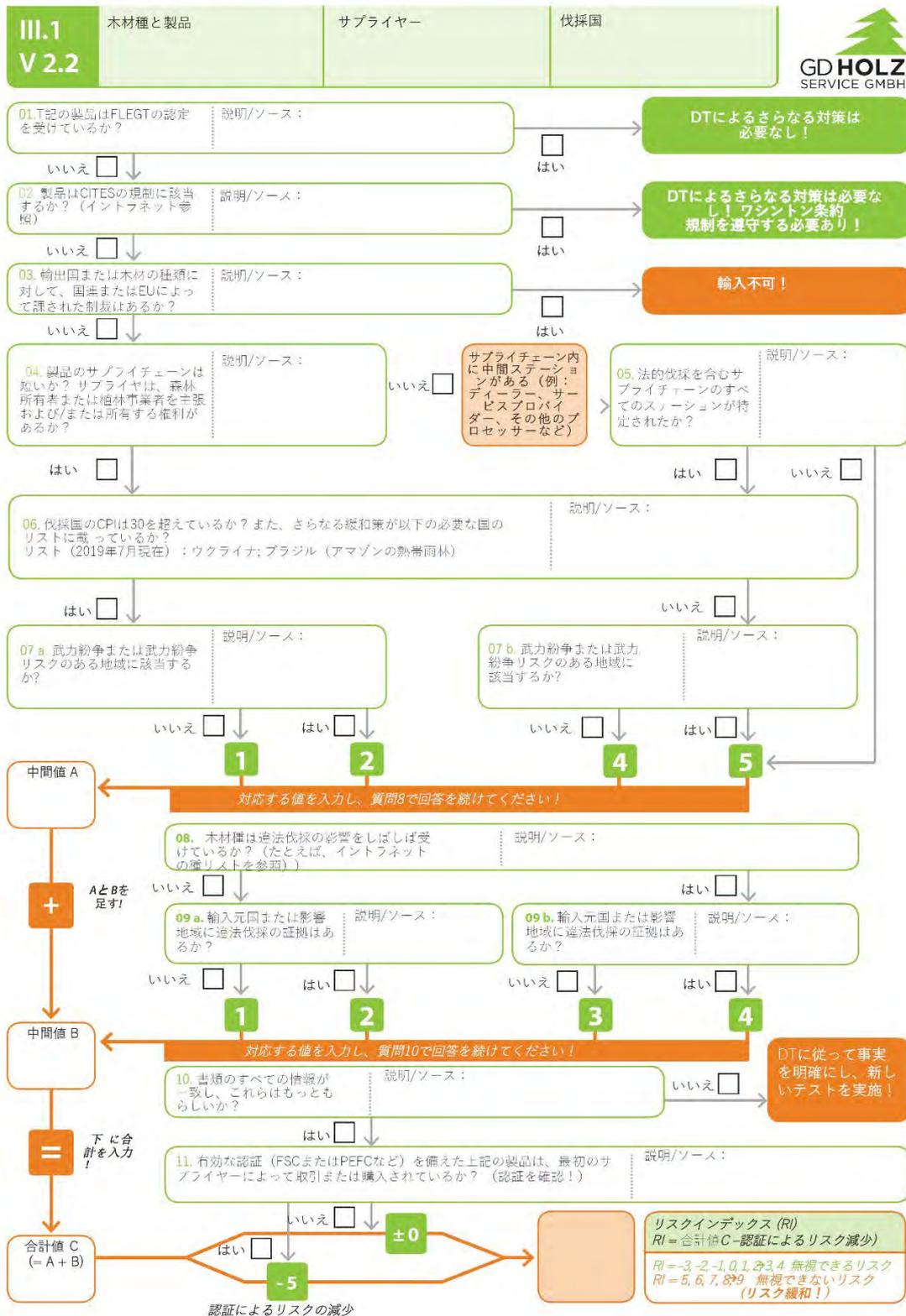


図 3.26 GD Holz Service 社の DDS で提供されるリスク分析のためのフローチャート

追加の説明とソース

01.	T記の製品はFLEGTの認定を受けているか？
02.	製品はCITESの規制に該当するか？
03.	輸出国または木材の種類に対して、国連またはEUによって課された制裁はあるか？
04.	製品のサプライチェーンは短い？ サプライヤーは、森林所有者または植林事業者を主張および/または所有する権利があるか？
05.	法的伐採を含む サプライチェーンのすべてのステーションが特定されたか？
06.	伐採国のCPIは30を超えているか？ また、さらなる緩和策が以下の必要な国のリストに載っているか？
07 a.	武力紛争または武力紛争リスクのある地域に該当するか？
07 b.	武力紛争または武力紛争リスクのある地域に該当するか？
08.	木材種は違法伐採の影響をしばしば受けているか？
09 a.	輸入元国または影響地域に違法伐採の証拠はあるか？
09 b.	輸入元国または影響地域に違法伐採の証拠はあるか？
10.	書類のすべての情報が一致し、これらはもっともらしいか？
11.	有効な認証（FSCまたはPEFCなど）を備えた上記の製品は、最初のサプライヤーによって取引または購入されているか？

図 3.27 GD Holz Service 社の DDS のフローチャートで求められる追加情報

④ リスク低減

リスクが無視できないと判断された場合は、リスク低減措置が必要になる。これまで CA がリスク低減がなされているとみなした事例は次のとおりである。

- 森林認証(FSC/PEFC)
- 第三者認証機関（Bureau Veritas 社, SGS 社等）による検証
- 伐採地の訪問による合法性の調査

森林認証を利用する場合は、それぞれの認証システムの規則に従って製品を購入する必要がある。伐採地訪問調査の場合は、訪問するだけでなく、フローチャートで特定されたりリスクを低減する調査を実施する必要がある。DDS では、「オンサイト訪問の文書化と記録フォーマット」を準備しており、サプライヤー訪問調査の方法や、事例が記されている。しかし、製品、原産国、樹種によって調査すべき事項は異なり、一概に訪問調査で何をすればいいかを特定するのは容易ではない。「サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット」も 7 か国語で準備されている。これは、サプライヤーが合法的な木材のみを供給していることを宣誓する書類であるが、現在 CA はこれをリスク低減を示す書類とは認めていない。

⑤ 結論

サプライヤーと製品に関する情報と DDS の結論を簡潔に明確に示すために、「結論フォーマット」が準備されている。CA の検査の際にこれを示すことで、全体がわかりやすくなり、検査を容易にする。CA の検査では、ある製品について事業者が違法なリスクを無視できると判断するに至った理由をチェックするので、判断の過程を文書化し、関連する根拠書類を取りまとめておくというのが重要となる。また、CA は税関からの情報に基づき、輸入した貨物の荷口を指定して検査を実施するため、サプライヤーごとに輸入した貨物を取りまとめておくことも重要である。そのために「輸入貨物リストフォーマット」が準備されている。

「適合確認書フォーマット」と「GD Holz Service 社のコンサルティングの確認書フォーマット」は、商品の販売先（顧客）に提供するための書類である。前者は DDS を的確に使用した商品であることを証明する書類、後者は GD Holz Service 社が提供する EUTR に適合した DDS を使用していることを証明する書類で、リクエストに応じて GD Holz Service 社が発行する。

(5) GD Holz Service 社の見解

EUTR では、どの情報に基づいて、どのようにリスクを判断すべきかを具体的に述べていないので、コンサルタントとしてはそれを企業に示す必要がある。契約企業からの CA の検査に関する情報を分析し、CA が納得する情報とはどういうものなのかをアドバイスして

いる。

ドイツ木材貿易協会の見解として上述したが、EUTR では、森林認証材であれば違法性のリスクが低いと結論付けられるとはされていない。しかし、会員企業はリスクを低減するために追加のコストをかけて森林認証材を EUTR 制定前から調達してきた。GD Holz Service 社のリスク評価（フローチャート）ではその見解を反映し、リスクインデックスの算出において、森林認証材はリスクを低減する要因として扱っている。それぞれの企業や MO が DDS を開発し、基本的な内容はどれもほぼ同じであるが、森林認証をどのように取り扱っているかに関して、GD Holz Service 社の DDS は特徴的であると言える。

リスク低減措置に対する CA の見解は段々と厳しくなっていると感じている。EUTR 施行当初は、サプライヤーが合法性木材を提供している誓約（「サプライヤーの合法性ポリシーステートメントのフォーマット」）のみでよかったが、現在、これは合法性を証明する上で意味をなさないものと扱われている。今のところ自社で実施する現地調査はリスク低減措置と認められているが、調査の独立性がないため、これからは認められなくなっていく可能性がある。代替手段としては、第三者認証機関等を活用し、代わりに現地を調査してもらうことが挙げられるが、1,200 ユーロ以上のコストがかかるため、企業として実際に対応できるのか疑問に思っている。また、企業にとっては、伐採地の訪問調査はリスク低減措置として、自社で努力できる唯一の手段である上に、他の学びも得られるよい機会となっているので、それが失われるのは残念と考えている。

実際に DDS は企業にとっては大きな負担になっており、義務だからやらざるを得ない状況である。そのため、小規模の企業は直接輸入することを控え、DDS を実施している企業から購入するという調達に変更する傾向がある。また、中小企業はこれまであまり検査の対象になっておらず、DDS を導入していない企業も存在するが、CA の検査が決まってからあわててコンサルティング契約の依頼が来ることがある。

EUTR の実施レベル（取り締まりの厳しさ）が EU 各国で異なるのは問題であると考えている。ドイツ企業にとってビジネス上の不利に働いている場合があると認識している。また、通関書類の荷受人にラトビアの企業名を記入し、実際の荷口はドイツに直接届くということが起こっている。

EUTR の MO の制度は、施行から 6 年経過した現在、ほとんど機能していないと考えている。ドイツの CA である BLE は、検査の実施に MO を活用するという意思がなく、CA の検査に関する考え方を共有されることもなかった。その結果、事業者は MO による確認と CA の検査を両方受けることになり、不満を持った。現在はコンサルタントとして契約企業担当者と接し、CA の検査の情報を共有してもらえるので、以前よりも CA の考え方を把

握できていると感じている。

2) 事業者

(1) A 社 (GD Holz Service 社の DDS を使用)

① A 社概要

A 社はドイツ・ハンブルグに本社を置き、100 年以上の歴史を持つ、木材・紙製品を取り扱う商社である。EU、スカンジナビア、ロシア、北米、中米、中国等から木材・紙製品を輸入している。取り扱う木材製品は、丸太、製材、モールディング、フロアリング、パネルボード、ベッドスラット、合板製品等である。売上高は 40 百万ユーロである。A 社はドイツ木材貿易協会の会員であり、現在は GD Holz Service 社の EUTR に関するコンサルティングサービスを利用している。2018 年までは同社の MO サービスを利用していた。

② DDS

総括 1 名 + 各部署に 1 名の DDS 責任者 (全員他業務と併任) を置いている。EUTR 施行当初から、GD Holz Service 社の DDS を使用している。ほとんどは FSC・PEFC 認証材と FLEGT 認証材を輸入しているが、認証材でない木材をリスクの高い国から輸入するには手間がかかる。

③ リスク低減措置

ホンジュラス産のピッチパイン材を輸入しているが、ホンジュラスはリスクが高い国であり森林認証材も手に入らないため、DDS のフローチャートではリスク低減が必要と判断される。そのため、毎年社員による現地調査を実施している。現地調査では、サプライヤーの協力を得て、伐採現場に行き、伐採された丸太を特定することや、運搬に使用されているトラックが合法的に購入されたかまで調べている。CA が近い将来、自社による現地調査を信頼しなくなる可能性があるという話は聞いている。第三者認証機関等に現地調査を依頼しても、現地の事情や現地の林業業界を理解していない人が実施する調査では合法性の証明などはできないと感じている。

EUTR 開始当初、中国から輸入していた木材についてリスク評価に必要な情報が収集できないという理由から、サプライヤーを変更した経験がある。しかしサプライヤーを変更しても CA の検査でリスクが低いと認められなかったため、その製品を中国から輸入すること自体を断念した。

④ CA の検査の経験、EUTR の見解等

A 社は、EUTR 施行以来まだ検査が実施されていない中小企業が多数あるのにもかかわらず、2 回検査の対象になった。ロシアからの 3 荷口、ホンジュラスとウクライナそれぞれ 1 荷口が検査対象となった。それぞれの DDS について大きな問題は指摘されなかったが、

書類の不備で 350 ユーロの罰金を支払ったことがある。指摘に不満はあったが、この程度の金額の罰金の場合、反論などのために手間をかけるよりは、罰金を支払い、指摘された件を改善する方が楽であると考えている。

2 回の検査それぞれで、CA の要求事項（注視する点や判断基準）が異なっていたので、困惑した。CA が事業者に対し、何に注意すべきかを明確に提示してくれれば、事業者もそれに注意を払うことができると考えているが、CA からそのような情報提供はない。GD Holz Service 社のコンサルティングサービスで提供される情報は有用である。

検査ではサンプルも採取された。遺伝学的分析で樹種同定に活用するためのデータベースを作っている段階であると感じているが、サンプル採取という行為が事業者にとってはプレッシャー（嘘は見破られてしまう）になっていると感じる。

GD Holz Service 社の MO サービスも利用していたが、MO の確認と CA 検査の両方を受けるという点で意味がないと感じていた。CA は、MO が確認を行った事業者に対する検査を減らすといった措置を取らなかったことが原因であると考えている。しかし、GD Holz Service 社は業界団体の子会社であるので、CA は信頼することができなかつたのだろうとも考えている。実際、MO の確認では問題なしと判断されたにもかかわらず、CA の検査で問題を指摘されることもあった。現在の契約しているコンサルティングサービスの方が MO のサービスよりも有益と感じている。

EUTR の影響で、輸入経路に変化があった製品もある。例えばウクライナからドイツへの直接輸入は減少し、ポーランドを経由することが多くなっていると観察している。EU 各国で取り締まりの強度が異なっているが、これはビジネス上問題を引き起こすので改善される必要があると考えている。しかし、例えばフランスの様に、違法伐採リスクの高い旧植民地の国から木材を多く輸入している場合、EUTR によって輸入をしないなどという対策は実施することができないという事情もあると考えている。A 社は EU 各国に支社があるが、通関書類の荷受人はすべてドイツ本社とし、ドイツに輸入された製品として BLE の検査を受けることにした。各国で検査の基準が異なるためそれぞれに対応するよりは、本社ですべて管理する方が効率的と考えたためである。A 社は、一般的に違法伐採リスクの高い国のリスクの高い樹種（例：ウクライナ産のオーク）において、リスクの低い調達経路を確保しており、新しいビジネス上の価値として考えている。最近では、合法性木材を必要としている韓国企業から注文が入るようになった。

(2) B 社（自社の DDS を使用）

① B 社概要

B 社は、1948 年にブレーメンで創業したドイツ有数の木材・木材工芸品の貿易業者であ

り、国産だけでなくスカンジナビア、南米、アフリカ、東南アジアなど世界中から木材製品を輸入している。主に建築会社や工務店などの業者を顧客とした卸売業者で、ドイツ中に配達ネットワークを持ち、小口であってもオンライン注文された商品（建築用材、床材、ドアなど）を指定の場所に迅速に配達するという形態の事業を行っている。取り扱っているアイテムは約 14,000 種で、本社ブレーメンとドイツ国内の 8 か所に事業所がある。従業員は 800 名程度である。2018 年の総収益は 262 百万ユーロ、利益は 3.5 百万ユーロであった。

同社では年間 1,000 コンテナ以上の木材・木材製品を（トラック輸送を除く）、1,000 以上のサプライヤーから輸入している。EUTR で DDS の実施が必要とされる 16 か国から木材・木材製品を輸入している。インドネシアとマレーシアからの輸入量は大きいですが、インドネシアは FLEGT ライセンスがあるため、DDS の必要がない点を考慮し、インドネシアとの取引を優先させている。ブラジルからの主要輸入製品は合板である。ロシアからはカラマツの小角材、床材を毎月少なくとも 6 コンテナ輸入している。ウクライナは、最近 CPI が 30 以上に上昇しているため現在輸入を増加させている状況にある。北米からは広葉樹材を継続的に輸入している。EU 域内では、ベルギー、オランダ、ポーランド、フランスからの輸入が大きい。スカンジナビアからは合板とパーティクルボードが主な輸入製品である。

② B 社の DDS

B 社は独自の DDS を運用している。木材輸入の責任者が、EUTR 施行が決定した段階で、会社として取り組む必要があると判断し、ドイツ国内で HolzSiG が施行される前に DDS を作ることを決意し実行した。独自の DDS 開発については、FCS や ISO などの仕組みに詳しくれば、DDS で何をすればいいのかを理解することは容易であるが、そのような知識がないと難しいであろう、とのことであった。システム開発には約 3 か月かかり、ハンブルグ大学の学生アルバイトを雇い完成させた。現在は DDS の運用のために、専任担当者を毎日半日勤務で雇っている。

B 社の説明によれば、EUTR が DDS に求めている要素（ステップ）は、次のとおりである。

- **情報**：製品、サプライヤー、サプライチェーン、原産国、法的要求事項
- **リスク評価**：信頼性、複雑性、合法性（輸出禁止令、CITES、戦争・紛争、認証）
- **リスク低減**：追加情報と第三者検証（FSC、PEFC、総括的な評価・サプライチェーンマッピング）

B 社の DDS はこの 3 ステップに対応させた標準化したフォームを準備し、DDS のプロセスを記録した書類を作成し保管するシステムとなっている。標準フォームは表 3.4 のとおりである。B 社では、EU 域外のサプライヤーとの契約時（契約更新時を含む）と製品の注文時に、必ず DDS で該当のサプライヤーと製品それぞれのリスク評価が 1 年以内にすでに

実施されていることを確認し、取引可能と判断されるまでは、契約書や注文書にサインすることができない仕組みになっている。B社では、リスク評価はサプライヤーと製品に対してそれぞれ行っている。

表 3.4 B社が DDS で準備している標準フォーム

EUTR の要素	標準フォーム名	概要
情報	協力合意書	サプライヤーに EUTR について説明し、その対応への協力を求める文書
	製品データシート	サプライヤーから取引する製品の情報を収集ための質問票
リスク 評価	社内でのリスク評価	サプライヤーから収集した情報をまとめ、その他の参考情報と合わせてリスク評価を行い、結論を記入するフォーム
リスク 低減	EU 域外からの輸入 の注文書	EU 域外からの製品を注文する際に、DDS によって輸入可能と結論づけられていることを再確認するためのフォーム

(A) 情報収集

情報収集として、DDS で用意されている標準フォーム、「協力合意書」と「製品データシート」を作成する。さらに、原産国の法的要求事項といった外部情報や、原産国の木材貿易に関する NGO の報告書、CITES や IUCN の樹種に関する情報、FSC や PEFC などの認証に関する情報も収集する。

(a) 「協力合意書」の内容

協力合意書はサプライヤーに、EUTR の内容とそのために対応である DDS について説明し、協力することに合意を求める文書であると同時に、サプライヤーの基礎的な情報を収集する。この文書は、サプライヤーが提供する情報が正確なものであることと EUTR を遵守したビジネスを行うことを宣言し、DDS の内容と必要な情報提供、情報に変更があった場合には報告することに合意する文書となっており、DDS のリスク評価の結果、輸入可能と判断されるまでは契約書に署名できないことも明記されている。問題が生じた場合のコスト負担についても規定されている。さらに、双方が提供した情報（サプライヤーの情報と、DDS に関する情報）の守秘義務についても規定している。

CA の検査では原産地証明書があるかどうか重要視されているので、まずはこの書類を追加コストなしでサプライヤーが準備することを契約で定めることが重要であるとのことであった。また、ここで収集したサプライヤーの情報に基づき、追加の情報収集が必要であるか判断し、必要な場合はさらなる情報収集を行う。例えば、生産キャパシティが小さいサプライヤーの場合は、サプライチェーンの変更が起こる可能性が高く、注意する必要がある。また、複雑なサプライチェーンを有する可能性などもこのフォームから推定することができるとのことである。

協力合意書の内容の詳細は表 3.5 のとおりである。

表 3.5 B 社が使用している協力合意書

<p>B 社デューデリジェンスシステム実施のための協力合意書</p> <p>予備的信息 サプライヤーから提供された情報は部外秘として扱われる。情報へのアクセスは B 社のリスク評価を担当する職員に限られるが、ドイツの CA であり DDS と合法性リスク評価を担当する BLE (Federal Office for Agriculture and Food) がこのデータにアクセスすることがある。</p> <p>サプライヤーのデータ</p> <p>1) 企業情報</p> <p>a) 名称、法的な設立年、所有者、住所</p> <p>b) 製材所住所</p> <p>c) 工場住所</p> <p>d) 担当者名、メールアドレス、電話番号</p> <p>2) 認証 (タイプ、初回認証取得日、ライセンス番号、有効期限、審査会社)</p> <p>a) FSC</p> <p>b) PEFC</p> <p>c) SVLK</p> <p>d) VLO</p> <p>e) その他</p> <p>f) 独自の DDS</p> <p>3) 会社のタイプ・活動 (下記から選択、複数選択可)</p> <p><input type="checkbox"/> 森林・コンセッション所有者</p> <p><input type="checkbox"/> 伐採</p> <p><input type="checkbox"/> 製材</p> <p><input type="checkbox"/> 製造加工業</p> <p><input type="checkbox"/> 流通業</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出業</p> <p>4) 40 フィートコンテナの生産キャパシティ</p> <p>ローカルマーケット:</p> <p>輸出マーケット:</p> <p>5) これまで自国の政府当局との間で、違法木材の使用に関する問題があったか? (yes/no)</p> <p>ビジネスを実施するにあたっての法の順守の宣言</p>

6) 我々サプライヤーは、上記の情報が正確であり、丸太または木材の入手、木材製品の生産、およびそれらの輸出において、自国内のすべての法律および法的手続きに従ってデューデリジェンスを行うことを宣言します。

EUTR の内容を重視し、木材の法的な出所を確認するために B 社のデューデリジェンスシステム内で購入者に情報を提供します：

第 4 条 2 項：「事業者 [ここでは B 社] は、木材または木材製品を市場に出す際にデューデリジェンスを行使するものとします。そのために、彼らは手順および措置の枠組みを使用するものとし、以下では「デューデリジェンスシステム」と呼びます。

上記に提供した情報と証明書に変更があった場合、違法木材の使用または木材の処理と輸出の規制に違反していると思われる場合は、直ちに購入者に通知します。

EUTR の下でビジネスを行う際の手順の基本条件

7) 欧州連合またはドイツ当局が、当社から B 社およびその子会社（以下、B 社）に販売された木材が違法な供給元または違法な手続きを通じて供給され、B 社に対して法的措置を講じた場合、経済的影響に対する責任は私たちが負います。木材がドイツ当局によって没収された場合、または木材が原産国に送り返される場合、当社は直ちにユーロでの DDP 値と送料および手数料を返します。手数料（木材の起源の遺伝的同定など）と罰金がある場合は、B 社が支払わなければならない金額を直ちに払い戻します。

8) 貨物に契約条件との不一致（例えば、部分的に間違った種、B/L の密度の不一致など）があり、EU 当局によるさらなる調査につながり費用が発生する場合、これらの費用はサプライヤーが負担します。サプライヤーが協力協定と契約条件に従ってすべての義務を果たしている場合、B 社が BLE および税関による検査と検証の費用を支払う必要があります。

9) B 社デューデリジェンスシステムでは、サプライヤーと製品の組み合わせに対して、3 段階のステータスに結論されます。

ステータス A：違法木材の輸入のリスクはごくわずかであり、通常のビジネスが可能

ステータス B：違法木材を輸入するリスクは低いが存在するため、木材を市場に出すためにはさらなる評価と、場合によってはリスク軽減活動が必要である

ステータス C：違法木材の輸入リスクが高いか、原産国に禁輸措置が課されており、大きな問題が改善されるまでビジネスは不可能

10) このステータスは、原材料の原産国、その国の腐敗に関する状況、法的検証、認証、樹種などのさまざまな要因に依存します。各製品について、サプライヤーが製品に関する製品の構造と使用されている木材の起源の情報を提供するためのフォームが別途あります。この情報の詳細度は、サプライチェーンの複雑さ、丸太の収穫国と製品生産国の CPI などのさまざまな要因によって異なります。リスクを軽減する必要がある場合は、要求に応じてさらに文書を提供する必要があります。

11) サプライヤーと B 社間の契約は、デューデリジェンス評価が行われ、違法木材を EU に輸入するリスクが無視できる程度であることが判明した場合にのみ署名できます。これは B 社 DDS のリスクステータス A です。

12) リスクステータスが A から B に変更された場合、B 社は、リスクステータスに関する追加情報が収集されるまで、それ以上の出荷をすべて停止し、すでに出荷された貨物の支払いを保留する権利を有します。B 社は、ステータスが変更された理由と期日をサプライヤーに通知する必要があります。両当事者は、ステータス A が再び達成されるように、さらなる情報の収集と違法木材の EU への輸入リスクの軽減に取り組む必要があります。すでに出荷され、ドイツに向かう途中の貨物は、供給者の費用で到着後保管されるか、要求に応じてすぐに輸出国に返送されます。ステータスが A から C に変更された場合、B 社はステータスが B になった場合と同じ権限を持ちます。さらに、B 社はすべての未処理の契約をすぐにキャンセルするように依頼できます。その後、両当事者は、リスクを軽減してステータス A に戻ることができるかどうかを決定できます。

13) 下記は契約書に記載する必須事項です。

- a. 商標名
- b. 植物種
- c. 重量/密度
- d. 製品の HS コード
- e. すべてのコンポーネントの樹種に関する完全な説明
- f. 必要書類：
 - i. GSP フォーム A (原産地証明書)
 - ii. VPA が実施され、製品が VPA の付録にリストされている場合、FLEGT 証明書
- g. B/L に記載されている重量は、契約書に記載されている量と重量/密度に準拠する必要があります

14) 提供される情報の詳細が変化する場合（原材料の供給源の変更、木材製品の構造や種類の変更、認証の喪失、生産国の法的問題など）、サプライヤーはすぐにバイヤーに通知します。B 社は、リスク評価を修正する必要があります。結果に応じて、出荷を継続するか停止する必要があります。サプライヤーと一緒にリスク軽減活動を開始する必要があります。この情報の提供の遅延により発生する費用は、サプライヤーが負担します。

15) 年次再監査：サプライヤーのリスク評価でリスクステータス A と結論づけられると、サプライヤーがサプライチェーンの変更について事前に B 社に通知している場合を除き、このステータスは最大 1 年間有効です。その後、バイヤーは再監査を実施し、リスク評価を繰り返す必要があります。サプライヤーには B 社から連絡があり、製品データシートに再度記入するよう求められます。

最終的な守秘義務声明：

サプライヤーは、協力契約の条件や B 社デューデリジェンスシステムの詳細を他のバイヤーやビジネスパートナーに開示しません。

署名.....

(日付、サプライヤーの会社名、ブロック文字の代表名、署名、会社のスタンプ)

(b) 「製品データシート」の内容

B社は製品データシートを使用して、取引する製品ごとにサプライヤーから情報を収集している。EUTRで指定されたHSコードの商品だけではなく、すべての木材製品を対象としている。収集する製品の情報は表3.6のとおりである。

表 3.6 B社が使用している製品データシート

リスク評価のための製品データシート
(このフォームの記入に関して質問がある場合は、B社調達担当者にお問い合わせください。このデータシートはサプライヤー、B社およびドイツの管轄官庁以外の関係者と共有することを禁じます。すべての情報は機密として保持されます)
1) 供給会社の名前
2) 製品の説明 (必要に応じて図面を添付してください)
3) HSコード
4) 樹種
a. 取引樹種名
b. 学名
5) 密度：%含水率で.....kg/m ³
6) 原材料タイプ <input type="checkbox"/> 丸太 <input type="checkbox"/> 製材 <input type="checkbox"/> 単板 <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> その他：..... 必要に応じて、サプライチェーンを説明してください
7) 木材が由来するコンセッション所在国/県/地域および木材供給者 (木材を購入している場合) を示してください 国： 県： コンセッションの地域： 木材サプライヤーの名前： (注：木材サプライヤーの名前を言及できない場合は、木材の出所を証明する代替文書を提出してください)
8) 使用された丸太または木材の出所の検証方法 <input type="checkbox"/> 原産地証明書 <input type="checkbox"/> コンセッションリース契約書 <input type="checkbox"/> 伐採許可証 <input type="checkbox"/> 輸送関連の書類 <input type="checkbox"/> 木材購入の請求書 <input type="checkbox"/> 輸入・輸出関連書類 <input type="checkbox"/> 伐採地の地図 <input type="checkbox"/> その他

この製品データシートとともに、チェックマークが付いたすべての検証文書のコピーを送信してください。(価格などの文書上の機密情報は黒塗することができます)

9) 原材料は認証されていますか？

はい いいえ

認証の種類：.....

監査会社：.....

10) 輸出製品は認証されていますか？

はい いいえ

認証の種類：.....

監査会社：.....

11) 丸太は常に自社コンセッション由来ですか？

はい いいえ

12) 丸太は常に同じコンセッション由来ですか？

はい いいえ

13) サプライチェーンのいずれかの当事者が認証されていない（第三者に監査された CoC (chain of custody) が中断している）場合であっても、伐採地は認証されていますか？

はい いいえ

14) サプライチェーンと取引する木材の出所に関するさらなるコメント

上記の情報が真実であり、記載された事実のいずれかが変更された場合、直ちに B 社に通知することを宣言します。

署名.....

日付、会社の代表者の名前、署名、印

(B) リスク評価

リスク評価では、すべての木材・木材製品そのものに関する個別の情報（協力合意書と製品データシートの情報と CITES の情報）と、生産国における違法な伐採の横行、ガバナンスのレベル、関連法令、必要な書類、第三者確認・認証に関するすべての一般的な情報について評価を行う。B 社ではそのためのリスク評価のためのフォーム「事実に基づく内部的リスク評価」が用意されている（表 3.7）。フォームに記入する際には、外部の様々な情報（過去の違法伐採に関する報告、汚職指数、認証機関のデータベースなど）を参照する（表 3.8）。これらに加え、さらに様々な国際機関のレポートや NGO のレポートを参考にしている。

リスク評価の結果は、リスクステータス A、B、C の 3 段階に区分される。

- リスクステータス A：違法木材であるリスクは無視できる、従って取引可能
- リスクステータス B：リスクは低い、さらなる評価またはリスク低減が必要、従ってこの段階では取引不可³⁸
- リスクステータス C：リスクが高い、従って取引不可

このステータス評価はすべてのサプライヤーとすべての製品が対象となり、リスト化される。年一回アセスメントが実施されるが、過去の記録を追跡できるようになっている。B社のリスク評価の特徴は、得点化などはせず、経験のある担当者（基本的に1名に限定されている）が責任をもって、リスクが無視できるものかを評価し、結論を出す点である。インタビューで担当者は、リスクは国や製品によって異なり、またB社はかなり多くの国から異なる製品を輸入していることもあり、そのリスクに対して何をすべきかが異なると認識しており、フローチャートを使った「この場合は一律、このように対処する」という画一的なアプローチでは対応できないと考えていた。

表 3.8 B社の内部的リスク評価のフォーム

内部的リスク評価のフォーム (このデータシートは他の関係者と共有されない)	
1) 供給会社の名前	
2) サプライヤーの内部番号	
3) 製品	
4) 製品の HS / KN コード	
5) 樹種が CITES リストに記載されているか？	
参照： https://www.bfn.de/fileadmin/BfN/cites/Dokumente/Barrierefrei-holzliste-Januar-2017.pdf	
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
6) 該当樹種の違法伐採に関する報告または証拠が過去 5 年間に存在するか？	
参照： http://www.timbertradeportal.com/en/	
<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 多い	
7) 該当国または地区は紛争木材として指定された供給源か？	
参照：	

³⁸ 通常これまでステートメント A であったが、情報の更新が遅れているというような深刻でない事情で A と評価できない状況で、追加のリスク評価、リスク低減が必要な状況ではないことに留意。

http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text_2010/AKUF_Pressemitteilung_2015.pdf

http://www.wiso.uni-hamburg.de/fileadmin/sowi/akuf/Text_2010/AKUF-Analysen-11.pdf2

<http://gftn.panda.org/resources/factsheets/?205658/GFTN-RegionalCountry-Factsheets>

はい いいえ

8) 原産地での違法収穫の証拠または報告はほとんど、または全くない？

参照：<http://www.timbertradeportal.com/en/>

はい いいえ

9) 国連安全保障理事会および/または EU 理事会によって課された、関連する制裁または禁輸措置はあるか？

参照：

<http://www.ausfuhrkontrolle.info/ausfuhrkontrolle/de/embargos/uebersicht/index.html>

http://eeas.europa.eu/cfsp/sanctions/index_en.htm

はい いいえ

10) サプライチェーン：木材および木材製品は EU 市場に入る前に 1 つ以上の国で取引されているか？

参照：

https://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm

はい いいえ

11) サプライチェーン：サプライチェーンは複雑か、それとも単純か？

複雑 単純

12) 認証がある場合：認証は現在有効か？（認証機関のオンラインデータベースで証明する）

はい いいえ、もう有効ではない 認証なし

認証の種類：

13) EU と原産国の間に有効な VPA があるか？

参照：

<http://www.euflegt.efi.int/vpa-countries/>

はい いいえ

14) 丸太生産国で VPA が開発中か？

参照：

<http://www.euflegt.efi.int/vpa>

はい いいえ

15) 伐採国の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）

参照：

https://www.transparency.org/news/feature/corruption_perceptions_index_2016

<https://www.transparency.de/Tabellarisches-Ranking.2828.0.html>

伐採国の 2016 年の値： 生産国の 2016 年の値：
結果： DDS リスクステータス A B C 評価者： 日付、サイン

表 3.8 B 社のリスク評価における確認事項

確認事項	参照する情報
樹種が CITES リストに記載されているか？	ドイツ連邦自然保護庁 (BfN、CITES 執行機関) が公開している CITES リスト
該当樹種の違法伐採に関する過去 5 年間の報告または証拠があるか？	Timber Trade Portal
該当国または地区は紛争木材として指定された供給源か？	ハンブルグ大学のウェブサイト、WWF の Global Forest & Trade
原産地での違法収穫の証拠または報告があるか？	Timber Trade Portal
関連する制裁または禁輸措置はあるか？	ドイツ連邦経済管理局、欧州対外行動局 (EEAS) のウェブサイト
木材および木材製品が EU 市場に入る前に 1 つ以上の国で取引されているか？	欧州委員会の EUTR ガイダンス文書
サプライチェーン：サプライチェーンは複雑か？	—
認証は現在有効か？	認証機関のデータベース
EU-VPA があるか？ 開発中か？	EU-FLEGT のウェブサイト
伐採国の腐敗認識指数 (CPI)	トランスペアレンシーインターナショナルドイツのウェブサイト

EU 域外からの輸入品を注文する際には、表 3.9 の「EU 域外からの輸入品の注文フォーム」に記入をし、リスクステータスが A であることを確認した上で、発注を行う手順になっている。

表 3.9 B社のEU域外からの輸入品の注文フォーム

EU域外からの輸入品の注文フォーム
<p>法的なデューデリジェンスの要件を順守し、違法木材の市場への投入を排除するためには、各注文で DDS に記載されている手順に従うことが不可欠です。この注文フォームは、すべての購入契約およびフレームワーク契約に添付する必要があります。フレームワーク契約の場合、各注文の前に DSS リスクステータス（DDS に登録されているサプライヤーと製品の組み合わせたリスク評価）を確認する必要があります。</p>
<p>サプライヤー/サプライヤー番号： 製品/HS 番号：</p>
<p>FSC / PEFC の場合： 証明書の確認を証明する記載が注文書に添付されているか？ (http://info.fsc.org/certificate.php または http://pefc.org/find-certified/certified-certificates を確認する)</p>
<p>リスクステータス：A<input type="checkbox"/>B<input type="checkbox"/>C<input type="checkbox"/></p>
<p>リスクステータスの確認日時：</p>
<p>リスクステータスを参照した担当者名：</p>
<p>GSP フォーム A（原産地証明）または、契約の一部としての原産地証明書があるか？ はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p>
<p>ISPM 15（植物検疫措置に関する国際基準）に準拠しているか？ はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p>
<p>注文書番号・契約書番号：</p>
<p>名前、日付、署名</p>

サプライチェーンが複雑であることでリスクが高まるのか？という質問に対し、「ほとんどの場合高まる」との回答を得た。伐採国から加工国を経由してドイツに輸入される製品は、例えばアフリカ産のオクメが中国で合板に加工される、ロシア産シベリアカラマツが中国で小角材に加工されるなどがあるが、DDS で確認しなければならない事項がかなり多くなる。そして、複雑なサプライチェーンでは、たいていの場合、リスクの高い国が関連している。また、複雑さだけでなく、安定したサプライチェーンを持っているかということも重要である。取引先のサプライヤーが頻繁に変更されるような製品や、小規模なコンセッション

からの木材である場合（継続的に供給が困難で将来ソースが変更になる可能性がある）はリスクが高いと認識し、注意を払っている。実際の例としては、ウェブサイト上では、信頼できそうなサプライヤーでも、実際に情報を収集してみると 5 つのサプライヤーを経由して B 社に供給されることが判明したりする。このような場合、DDS で必要な書類が完備できることはまずないと経験から感じている。

CPI の確認について、「いくつ以下の場合、どう対応する」など基準を持っているのか？という質問に対し、次のような回答を得た。CA である BLE は CPI が 50 以上であれば比較的信頼性の高い文書を手に入れると考えているようである。B 社の DDS 担当者の感覚として、CPI が 31 から 50 の場合、サプライヤーに関する調査とサプライヤーから提出された書類の信ぴょう性等の確認は必ず実施する。例えば、サプライヤーの税務登録などを証明する書類の提出を依頼したり、FSC や PEFC 森林認証についてはオンラインデータベースでその詳細について確認する。CPI が 30 より下であれば、書類の信ぴょう性確認に加えて第三者による検証が必要と考えている。例えば、サプライチェーンとして FSC や PEFC の認証を受けていることや、技術的に可能であればチューネン研究所に科学分析を依頼し樹種や原産国を照合する（B 社は科学的な分析も第三者による検証とみなしている）。B 社では基本的に、CPI が 30 より低い国が関わるサプライチェーンを持つ製品は避けるようにしている。例外はロシア産シベリアカラマツで、代替となる調達先や樹種がないためロシアからこの樹種を輸入せざるを得ない状況である。その場合は上述したとおり、書類の信ぴょう性の確認や第三者検証を活用した対応を行うことになる。実際シベリアカラマツは科学的な分析による生産地域の特定を実施している。B 社はアフリカ産の木材は FSC 認証材か PEFC 認証材しか取り扱わない方針を持っている。

実際問題があった事例としては、中国のサプライヤーが印刷された森林認証の証明書を提供してきたが、オンラインデータベースを確認すると「保留」となっていたことがあった。また、他のサプライヤーでは、税務登録などを確認している過程で、銀行口座がケイマン諸島のものであることや、パナマペーパーに掲載されている企業であることが判明することもあった。このような事実は、それを確かめようとして調査するのではなく、サプライヤーに対し多くの質問とその解答の根拠資料を要求することを通じて偶然明らかになる。B 社はこのような経験を通じて、サプライヤーに対しては、様々な質問をすることになっている。

中国のような加工国にはどのように対応しているかを質問した。B 社では、中国のサプライヤーから製品を輸入しているが、ほとんどは FSC 認証という第三者による検証を利用できると確認できている製品である。例えば、シベリアカラマツの丸太または製材をロシアから輸入し窓枠として加工し輸出する中国のサプライヤーに対しては、ロシアでのリース契約と毎年の伐採許可に関する書類を要求し、それらを FSC のデータベースと参照し確認を行った。それに加え、中国のサプライヤーには、ロシア企業との取引契約や輸入に関連する

書類、税務関係書類、FSC 認証に関する書類を要求し、税務登録番号を中国の公式データベースで参照した。企業名と会社役員名は、国際的な制裁措置のリストに掲載されていないかを確認した（これは、中国・ロシアだけでなく、すべてのサプライヤーに対して実施している）。これに加えて、製品サンプルを入手し、チューネン研究所に科学的分析を依頼し、二重の第三者検証を実施した。

もう一つの事例としては、中国のポプラ合板で、サプライヤーはポプラ植林が土壌浸食防止のために推奨されている地域の製造者であった。このような植林は多くがアグロフォレストリーで実施され、植林木は地域の村の所有となっていたが森林認証は取得されていなかった。中国のローカル市場では森林認証材はほとんど普及していないと言われており、認証材を確保することは難しい状況にある。通常、村長が伐採ライセンスを申請するが（植林木が村の所有であるため）、村人個人が植林木を販売しているのが現状で、村の作業場でベニアに加工されることもあるという状況であった。伐採許可書と丸太またはベニアを合板工場に販売した際の納税証明書は入手ができたが、販売した個人が本当に伐採や販売の権利を持った所有者であるかはこれでは証明できないことは認識していたものの、これ以上の確認も困難な状況であった。そして、入手した書類は基本的には中国の法制度で要求される書類でもあった。そのため B 社は 2016 年に、中国の林業関係者と BLE の同席の下で議論を行った。結論として、この製品のサプライチェーンのトレーサビリティは EUTR のスタンダードが要求するレベルには到達していないものの、状況として問題はないことが確認された。EU は中国との森林管理に関する二国間調整メカニズム（Bilateral Coordination Mechanism）を承認しており、これは FLEGT-VPA の異なる形態であると考えており、近い将来これが機能するようになることを B 社としては望んでいる。

(C) リスク低減措置

B 社ではリスク評価においてステータス A となったサプライヤーと製品しか取り扱わない方針で、リスク低減措置を実施することはない。リスク低減は現地調査により可能であるとは認識しており、過去に試みたこともあるが、コストがかかりすぎるため実施しない決定をした。リスクステータスが A と評価されなければ、そのサプライヤーとは取引せず、取引先を変更している。その結果として、現在 B 社では、ブラジル、ペルー、ポリビアからは認証された植林地由来の木材のみしか取り扱っていない。これらの国の天然林からの木材は、B 社の DDS の要求に見合うものを見つけれないためである。天然林由来の木材については、インドネシアとマレーシア（FLEGT-VPA）、コンゴ民主主義共和国の認証取得コンセッションからの木材のみを扱っている。

③ CA の検査の経験、EUTR の見解等

B 社の担当者に、CA の検査経験や EUTR に関する見解などについてインタビューを行った。

CAの検査はこれまで複数回受けているが、大きな問題はなかった。チューネン研究所には、リスク評価の一環（第三者検証）として科学的検査を依頼している。これは、研究所のデータベースを充実させることにもつながっており、それは将来の我々のリスク評価に貢献するので、よい関係を築いている。ロシアのシベリアカラマツの生産地域の同定、アフリカのいくつかの樹種の同定は、近年かなり精度が高くなっているようだ。

DDSによって、取引先を「良いサプライヤー」のみに絞ることができ、長期的な取引を前提に信頼関係ができた。その結果としてサプライヤー数はかなり減少した。EUTRの要求で、年1回はサプライヤーと製品の情報を更新する必要があるが、実施してみると理にかなっていると感じている。サプライヤーと毎年契約更新することになり、契約更新業務の一環で情報も更新しており、変更がない場合も多く、大きな負担にはなっていない。ただし、1年目はすべてのサプライヤーに対し一斉に情報を求め、製品の注文ごとにリスク評価を行わなければならない、かなり大変な作業であった。

「良いサプライヤー」を見つけることは重要である。多くのサプライヤーからの売り込みがあるが、基本的には既知のサプライヤー（国際的な展示会への出店、パンフレットやウェブサイトを見たことがあるなど）を重視している。最近ではロシアからの売り込みが多いが、そもそもFSC・PEFC認証材でなければ、話を聞くこともない。ドイツでは、ロシア・アフリカ由来の材は、森林認証材でなければマーケットは存在しないと考えるよいような状況になっていると感じている。

DDSの導入で熱帯広葉樹材の入手が難しくなったが（B社はリスクを無視できる熱帯天然林由来の木材は非常に限られていると認識し、その取扱を制限しているため）、顧客から屋外で使用可能な耐久性の高い材（デッキ材、フェンスなど）の需要はある。このような場合はアセチル化技術を使った代替材（代替物質）を確保し顧客に薦めている。これは、持続可能な製品開発の技術の発展につながると考えている。また、B社のこのような提案は顧客企業を通じて一般消費者に伝わるので³⁹、とても重要なことだと考えている。

EUTRの影響で、木材利用が減り、プラスチック等で代替されてしまう可能性は否めないと考えている。ドイツ政府やEUは、木材の適切な利用は持続可能（サステイナブル）であるということをきちんと説明せずにEUTRを施行した。しかし、このことを適切に説明し強調する必要があると考えている。現在サステイナビリティを重視する社会的な傾向があり、今後このような対策が取られることになるだろうと考えている。EUTRの施行でDDSを行うこと、違法な木材の排除は、サステイナビリティにすでに大きく貢献していると考え

³⁹ B社の顧客は工務店が多く、家を建てる一般消費者の意向を反映してB社に注文が来る。

ている。

FLEGT-VPA の進展には期待している。実際にインドネシアからの輸入は、他国に比べてはるかに容易になっている。

3-5 EUTR に関するドイツ国内法（仮訳）

3-5-1 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 仮訳

違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律⁴⁰（木材流通－保安法、HolzSiG）
法令認証日：2011年7月11日

引用文全文：

“2011年7月11日（ドイツ連邦法令公報第1部1345ページ）付の木材流通 - 保安法の最新改定日と箇所は、2015年8月31日（ドイツ連邦法令公報第1部1474ページ）、第415条である”

最新状況：2015年8月31日（第1部1474ページ）第415条が改定された

脚注

（+++法律文有効日は：2011年7月15日以降とする+++）

（+++EC規則に関する法令策定者による公式アドバイス：

EC木材規則NO.2173/2005の実施（CELEX番号：32005R2173）第1条を参照せよ+++）

冒頭の言葉

連邦議会は、連邦議会議員及び連邦参議院議員の賛成多数により、以下の法案を可決した：

第1条 適用範囲と任務委譲

(1) この法律は、2005年12月20日の欧州理事会によるEC木材規則NO.2173/2005の実施、欧州共同体（2005年12月30日付官報、法令編347、1ページ）への木材輸入のために制定されたFLEGT（森林法、施行、ガバナンス及び貿易）認可システムに役立てる目的で施行される。欧州議会及び欧州理事会によるEU木材規則NO.995/2010は、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている（2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ）。欧州理事会と欧州委員会は、これらの規則の補足規則と実施規則を合わせて公布するものとする。

(2) 連邦食糧・農業・消費者保護省（連邦行政機関）は、この法律の施行に責任を負っており、この法律に基づき法規命令を公布する。第1項には法行為において留意されるべき以下の規則が記されている。

⁴⁰ Gesetz gegen den Handel mit illegal eingeschlagenem Holz (Holzhandels-Sicherungs-Gesetz - HolzSiG)

1. EC 木材規則 NO.2173/2005

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第三国から EU 域内市場へ輸入された木材及び木工製品、または EU の他加盟国からドイツへ持ち込まれた木材及び木工製品に関して。

その他の事案においては、州法によって定められた各管轄官庁が施行に責任を負う。

第 2 条 侵害権限

(1)管轄官庁は、第 1 条第 1 項に示されている違法行為を突き止めるため、必要な指令を発し、必要な措置を講じなくてはならない。その目的は、突き止められた違反行為を取り除くため、そして、将来起こりうる違反行為を事前に食い止めるためである。管轄官庁は、とりわけ以下に挙げる事項に留意しなくてはならない：

1. EC 木材規則 NO.2173/2005 付帯条項 2 に記されている木工製品、EC 木材規則 NO.2173/2005 付帯条項 1 に記されているパートナー諸国から託送された送付物を預かるケース。EC 木材規則 NO.2173/2005 第 2 条第 5 号が定めている有効な FLEGT 認可システムに反していないか疑わしいケース。

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 a が意味するところの木材及び木工製品を預かるケース。以下の条文に反していないかを精査する。

a) EU 木材規則 NO.995/2010 第 4 条第 1 項 または、

b) EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条に関連して第 4 条第 2 項。さらに、2012 年 7 月 6 日付委員会による EU 実施規則 NO.607/2012 第 2 条第 5 項。この実施規則は、欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 に準じて、詳細な注意義務規則と監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定めている（2012 年 7 月 7 日付官報、法令編 177、16 ページ）。

そこには、すでに流通させた参加者、これから流通させようとする参加者も含まれる。

3. 第三者に第 2 号が意味している木材及び木工製品、すなわち第 1 号が意味している送付物の保管を委託していないか。

4. 第 1 号が意味している送付物、または第 2 号が意味している木材及び木工製品を

輸入者に引き渡していないか。引き渡している場合、輸入者に投棄の禁止と、輸入者が当該の送付物、木材もしくは木工製品を保管中に紛失した場合、送付物、木材もしくは木工製品が有する価値の110%を即時保証させるという条件を課しているか。

5. 第1号が意味している送付物、または第2号が意味している木材及び木工製品のサンプルが採取され、検査されるか、農村地域、森林、漁労を研究する連邦研究機関であるヨハン・ハインリヒ・フォン・チューネン研究所に検査のために提示（提出）される。採取と検査は疑わしいケースかどうかにかかわらず、第1文に則って行われる。

(2)連邦行政機関は、第1項第2文第1号が意味するところの木工製品が、FLEGTに認可されていないにもかかわらず輸入されたと確認された場合、またはFLEGT認可自体が無効だったと確認された場合、該当する木工製品を差し押さえることができる。そして：

1. もし、輸入者が1か月以内に有効なFLEGT認可を提示することができなかった場合、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、即刻その木工製品を原産地へ戻すことを輸入者に指示しなくてはならない。

2. もし、FLEGT認可が偽造されている場合や木工製品の原産に関する申告が誤っていた場合、その木工製品を押収し、処分する。同様に収益も差し押さえる。

3. 第1号または第2号に従った原産地への返却が適切な方法ではないと判断された場合、その木工製品を跡形もなく完全に処分することを指示しなくてはならない。

(3)管轄官庁は、EU木材規則NO.995/2010第2条aが意味するところの木材及び木工製品が、第4条第1項または第4条第2項、それに関連してEU木材規則NO.995/2010第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条まで、に反して市場に流通した場合、または流通するかもしれない場合、それらの木材及び木工製品を差し押さえることができる。そして：

1. EU木材規則NO.995/2010第4条第2項、それに関連して第6条、EU実施規則NO.607/2012第2条から第5条までが定めている条文に反する行為だと認められた場合、1か月以内にEU木材規則NO.995/2010第2条fが意味するところの木材及び木工製品の原産地が合法であることが証明できない場合、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、即刻その木工製品を原産地へ戻すことを輸入者に指示しなくてはならない。

2. 以下のケースに該当する場合、その木材及び木工製品を押収し、処分する。同様に

収益も差し押さえる。

a)木材及び木工製品が、EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 g が意味するところの違法伐採に基づいている場合。もしくは、

b) EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 a-6 及びそれに準ずる注意義務規則が定めている合法性を証明する書類が偽造されている場合や、木工製品の原産に関する申告が誤っていた場合。もしくは、

3. 第 1 号による返却、第 2 号による処分が適切ではないと判断された場合、1996 年 12 月 9 日理事会による EC 木材規則 NO.338/97 第 8 条第 1 項及び第 5 項に基づいて処分することを指示しなくてはならない。この EC 木材規則 NO.338/97 は、取引を監視することで野生動物や野生植物の種を保護する目的で制定された（1997 年 3 月 3 日付官報、法令編 61、1 ページ）。その後、EU 木材規則 NO.101/2012（2012 年 2 月 11 日付官報、法令編 39、133 ページ）によって改定され、規則に反する木材及び木工製品は取引が禁止されている。

(4)管轄官庁は、第 1 項第 2 文第 1 号に記されている送付物、もしくは EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 a が示している木材及び木工製品の上市に対し責任を負っている市場参加者に、どのような措置が講じられたかを即時、通知する。

(5)第 1 項第 2 文、第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号が定めている範囲内において、投棄の禁止という条件を課した上で輸入者に引き渡されていた送付物が検査され、精査された場合、結果によっては、それを押収し、処分する。その際、輸入者、すなわち第 4 項が意味している市場参加者が、それに関連して発生する費用を負担しなければならない。第 1 文とは異なり、検査が第 1 項第 2 文第 5 号第 2 文に則って、疑わしいケースかどうかにかかわらず行われ、その結果、第 1 条第 1 項に示されている法的行為に違反していないと立証された場合、それに関連して発生する費用は、管轄官庁が負担する。

第 3 条 税関の協力

(1)管轄官庁が、パートナー諸国及び第三国から欧州共同体に持ち込まれる木工製品を監視する際、税関が協力をする。第 1 条第 1 項に示されている監視が必要と判断された法的行為を税関が発見した場合、ただちに連邦行政機関に通知し、関係各所と情報を共有しなくてはならない。

(2)税関当局は、

1. 第1条第1項が定めている違反法的行為の疑いがあるという十分な根拠がある場合、第2条第1項第2文第1号が意味するところの木工製品を引き留めておく権限を有する。また、その木工製品を自由取引市場へ出すことを一時的に中断させる権限も有する。

2. 第1号に該当するケースでは、輸入者が費用を負担すること、輸入者がリスクを負うことを確認の上、パートナー諸国から持ち込まれた木工製品を検査にまわすことができる。連邦行政機関、または農村地域、森林、漁労を研究する連邦研究機関であるヨハン・ハインリヒ・フォン・チューネン研究所に検査結果を提示する。

第4条 データ交換

(1)連邦行政機関は、FLEGT 認可のチェック結果を、ただちに税関当局へ通知する。連邦行政機関、州法によって定められた管轄官庁、税関当局は、欧州委員会、他の加盟国や第三国の管轄官庁に対し、EU の法規維持に必要なだとされるすべての情報を提供できる権利を有する。その情報には個人情報も含まれる。

(2) 連邦行政機関、州法によって定められた管轄官庁、税関当局は、個人情報を含む情報を、EC 木材規則 NO.338/97 を実施するために定められた州法に従って、第1条第1項に示されている監視が必要と判断された法的行為であると認められた場合、関係各所と共有する権利をも有する。

(3)データ交換と FLEGT 認可に含まれているデータ把握のために、EC 木材規則 NO.2173/2005 に則って、管轄官庁は電子システムを導入する。また、EU 木材規則 NO.995/2010 実施のために必要なデータ交換及びデータ把握のためにも同様に管轄官庁は電子システムを導入する。

第5条 法規命令制定権

(1)連邦食糧・農業省は、法規命令に従って、連邦参議院の賛成なしに次に挙げるケースにおける監視に関する規則を詳細に渡って定める権限を与えられている。それは、EC 木材規則 NO.2173/2005 第4条第1項、それに関連して EC 木材規則 NO.2173/2005 第5条第9項が定めている法的行為に対して、禁止措置が必要だと判断されるケースである。その際、とりわけサンプリング方法や分析方法を含む調査の実施、容認義務、支援義務、提出義務に関する詳細を定めることが望まれる。

(2)さらに連邦食糧・農業省は、法規命令に従って連邦参議院の賛成なしに以下の2点における監視に関する規則を詳細に渡って定める権限を与えられている。第一に、EU木材規則 NO.995/2010 第4条が定めている市場参加者が果たすべき義務について。第二に、それに関連して欧州理事会及び欧州委員会によるこの規則の補足規則と実施規則について。その際、第1条第1文は有効だと見なされる。

(3) 連邦食糧・農業省は、法規命令に従って連邦参議院の賛成なしに以下の2点を実行できる権限が与えられている。

1. この法律に含まれる EC 木材規則 NO.2173/2005 及び EU 木材規則 NO.995/2010 の参照指示を変更しなくてはならないと判断された場合、参照指示を改定できる。

2. この法律に含まれる規定を削除できる。または、現存する適用範囲に合致するよう文面を修正することができる。ただし、これが実行できるのは、EU が同様の規則を公布したことにより、使用できなくなった場合のみである。

第6条 情報提供義務、容認義務、告発義務

(1)この法律を施行するため、もしくはこの法律が定めるところの任務の実行が必要だと判断されたため、管轄官庁からの要請があった場合は、自然人、法人、法律上の権能を有さない企業や社団等の人的団体は、すみやかに必要な情報を提供しなくてはならない。

(2)情報提供義務を負う者は、情報を提供したことにより自らが、または民事訴訟法第383条第1項から第3項が示している関連人物が刑事訴追や刑事手続の恐れにさらされる可能性がある場合、秩序違反に関する法律に則って、情報提供を拒否することができる。

(3)管轄官庁から、第1条第1項に記されている法的行為、すなわち、ある特定の木材及び木工製品の輸入、上市の監視を委託された人物は、EUの機関職員同行の元、第1項の適用範囲内において以下の行為が許されている。

1. 情報提供義務を負う者の所有する土地、店舗内部、企業の建物、情報提供義務を負う者が使用する輸送機関に、営業時間及び稼働時間内であれば、立ち入ること。

2. 業務上の書類を閲覧すること。そして、

3. 第2条第2項、または第3項が意味するところの、嫌疑がかけられている木材及

び木工製品を検査すること。

(4)情報提供義務を負う者は、第3項に従って、上記に挙げられた措置が講じられた場合、それを容認し、監視を委託された人物に協力しなければならない。監視を担当する人物からの要請があれば、情報提供義務を負う者はすみやかに土地、店舗内部、内部にある設備、輸送機関を示し、店舗内部、輸送機関、保管倉庫等を開けて見せなくてはならない。監視を担当する人物が立ち入り、個々の製品を検査にかける場合も、協力しなくてはならない。例えば、積み荷になっている製品を輸送機関から降ろす、業務上の書類を提示し、無償でそれらをコピーまたは印刷すること等である。

(5) EU 木材規則 NO.995/2010 第2項 a が意味するところの木材及び木工製品を第三国からドイツ連邦共和国に輸入する市場参加者は、第3文に従い、輸入行為を開始する前に行政機関に届け出なくてはならない。第1文が定めているこの届け出義務は、2013年5月9日までに、第1文が意味するところの行為を行う者は、遅くとも2013年11月9日までに届け出をするという条件が課せられている市場参加者に適用される。届け出には、企業名、市場参加者の住所及び電子通信データを記載しなくてはならない。届け出済みのデータに変更があった場合、すみやかに変更届を提出しなくてはならない。

第7条 罰金規定

(1)秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、木材の欧州共同体への輸入のために構築された FLEGT 認可システムに役立てる目的で制定された2005年12月20日付、理事会による EC 木材規則 NO.2173/2005 第4条第1項に反して、故意または過失によって、木工製品を規則に列挙されているパートナー諸国から欧州共同体へ輸入しようとする者である。

(2)秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、2010年10月20日、欧州議会及び欧州理事会によって木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定められた（2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ）EU 木材規則 NO.995/2010 に、故意または過失によって以下のような違反をする者である。

1. 第4条第1項に反して、条文に記されている木材及び木工製品を流通させる。または、
2. 第4条第3項に反して、最新の条文に記されている注意義務規則に従わない。または、少なくとも年に1度の木材及び木工製品の流通に関する査定や評価さえ行おうとしない。

(3) 秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、故意または過失によって、

1. EU 木材規則 NO.995/2010 第 5 条第 1 文によるところの重要な情報を、記録文書化して保管していない。または、管轄官庁から要請があった場合に、記録文書をまったく提示できないか、完全な形で提示できない。EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 b が意味するところの流通が、提示要請のあった時点から 5 年以上前に遡らない場合は、完全な形で提示しなくてはならない。

2. EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項、それに関連して 2012 年 7 月 6 日付委員会による EU 実施規則 NO.607/2012 第 3 条、－この実施規則は、欧州議会及び欧州理事会による EU 木材規則 NO.995/2010 に準じて、詳細な注意義務規則と監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者の果たすべき義務を定めている（2012 年 7 月 7 日付官報、法令編 177、16 ページ）－、によるところの重要な情報を記録文書化して保管していない。または、管轄官庁から要請があった場合に、記録文書をまったく提示できないか、完全な形で提示できない。要求された期日までに提示できない。EU 木材規則 NO.995/2010 第 2 条 b が意味するところの流通が、提示要請のあった時点から 5 年以上前に遡らない場合は、完全な形で提示しなくてはならない。または、

3. 管轄官庁から発せられた要請に従わずに、EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 b によるところのリスク評価手続き、または第 6 条第 1 項 c によるところのリスク軽減手続きに関する証明を提出しない。

(4) 秩序違反の嫌疑がかけられる者とは、故意または過失によって、

1. 第 2 条第 2 項第 1 号または第 3 号及び第 2 条第 3 項第 1 号または第 3 号によって定められた管轄官庁から発せられた命令に従わない。

2. 第 6 条第 1 項に反して、情報を提示しない。または完全な形で提示しない。期日までに提示しない。

3. 第 6 条第 4 項第 1 文、それに関連して第 5 条第 1 項第 1 文、または第 2 項第 1 文が定めている法規命令に従わず、講じられた措置を容認しない。担当する職員に協力しない。

4. 第 6 条第 5 号第 1 文、それに関連して第 2 文、または第 6 条第 5 項第 4 文に反して、届け出を怠る。または完全な形で届け出をしない。期日までに届け出をしない。

5. 該当事案の事実内容が罰金規定に抵触する可能性があるにもかかわらず、第 5 条第 1 項第 1 文、また第 2 項第 1 文が定めている法規命令に従わない。

(5)第 1 項及び第 2 項、第 3 項第 2 号及び第 3 号、第 4 項第 1 号が定めている秩序義務違反のケースでは 5 万ユーロ以下の罰金、その他の事案では 2 万ユーロ以下の罰金を科されることがある。

(6)秩序違反に関する法律が施行されている限り、この法律の第 36 条第 1 項第 1 号が意味するところの行政官庁とは、連邦行政機関のことである。

第 8 条 罰則

(1) 以下に挙げる者に対して、1 年以下の自由刑、または罰金刑が科せられる。

1. 第 7 条第 1 項または第 2 項第 1 号に記されている故意による行為を行い、それによって私利私欲から自らのため、または他者のために多大な財産利益を手に入れる者。

2. 第 7 条第 1 項または第 2 項第 1 号に記されている故意による行為を執拗に繰り返す者。

(2) 試みも可罰的行為と見なされる。

第 9 条 押収

第 7 条の秩序違反行為、もしくは第 8 条の犯罪行為との関連性が示唆される物品、それらの行為の実行や準備に使用されたと推測される物品、実際に使用された物品は、押収することが認められている。その際、刑法典第 74 条 a 及び秩序違反法第 23 条が適用される。

第 10 条 施行

この法律は公布の翌日から施行される。

3-5-2 木材流通-保安法の一般行政規則 仮訳

連邦食糧・農業・消費者保護省
木材流通-保安法の一般行政規則について
及び森林繁殖原料に関する法律の範囲内における一般行政規則の廃止について⁴¹

2013年11月25日

基本法第84条第2項に則り、連邦政府は以下の一般行政規則を公布する：

第1条

木材流通 - 保安法に関する一般行政規則
(HolzSiGVwV)

第1項

一般規則

第1節

適用範囲及び目的

一般行政規則は、州法によって定められた管轄官庁による統一された監視の実施に役立つ目的で制定された。監視を実施する際には、木材流通 - 保安法 (HolzSiG) 第1条第2項第2文において有効とされる以下の事項を留意しなくてはならない。

1. 木材流通 - 保安法及びこの法律に基づいて公布された法規命令。

2. 2010年10月20日、欧州議会及び欧州理事会はEU木材規則NO.995/2010を採択した。この規則は、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている(2010年11月12日付官報、法令編295、23ページ)。そして、

3. 2012年7月6日に委員会によって公布されたのがEU実施規則NO.607/2012である。この規則は、欧州議会及び欧州理事会が採択したEU木材規則NO.995/2010に則り、監視機関のコントロール方法及び頻度、木材及び木工製品を流通させる市場参加者が果たすべき義務を定めている。(2012年7月7日付官報。法令編177、16ページ)。

⁴¹ Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz und zur Aufhebung von Verwaltungsvorschriften im Bereich des Rechts über forstliches Vermehrungsgut

現在効力を有する版に従って、実施される。

第2項

市場参加者の監視

第2節

市場参加者の定義

(1)州法によって定められた管轄官庁は、EU 木材規則 NO.995/2010 に則った形で、市場参加者を監視する。該当する市場参加者とは、連邦森林法 (BWaldG) 第2条第1項及び第3項と各州の州法が定めているドイツ連邦共和国の領土内にある森林で伐採された木材を扱う者である。監視の対象となるのは、連邦森林法第4条が意味するところの森林所有者、小規模個人木材購買者で、ドイツ連邦共和国の領土内にある森林で木材を伐採し、初めてそれを国内市場に流通させる者である。

(2)監視の対象になりうる市場参加者を定義する際、州法によって定められた管轄官庁は、とりわけ以下の事項に留意しなくてはならない：

1. 森林所有者として、連邦森林法第4条に則って、自らが所有する森林内で木材を伐採し、それを国内市場において有償または無償で提供する者、または自らが所有する企業における営業行為にそれを利用する者は、EU 木材規則 NO.995/2010 が定めるところの木材を流通させる市場参加者と定義され、監視の対象となる。また、第三者の業務成果を自らのものとする行為、第三者が伐採した木材を自らの勘定につける行為、林業連合の組合員である第三者の木材を製品化し、市場に流通させる行為を行う市場参加者も監視の対象となる。

2. 立ち木のまま木材を購入し、自分で伐採し (小規模個人木材購買者)、それを国内市場において有償または無償で提供する者、または自らが所有する企業における営業行為にそれを利用する者も、EU 木材規則 NO.995/2010 が定めるところの木材を流通させる市場参加者と定義され、監視の対象となる。小規模個人木材購買者は、森林所有者によって確定され、調査される。

第3節

市場参加者監視のための一般原則

(1)州法によって定められた管轄官庁は、第1節に記されている木材商法に関する規定に

従って、市場参加者の監視を行う。当局は与えられた権限を行使し、個々の事案を監視の上、適切な評価を下さなくてはならない。

(2)州法によって定められた管轄官庁は、監視実施の必要性及び範囲を判断する際、リスク要因をベースに査定する。当局はその際、とりわけ以下の事項に留意しなくてはならない：

1. 州法によって定められた管轄官庁は、木材商法に関する規定に従うのはもちろんのこと、森林にとって重要なその他の法規、とりわけ連邦と州の森林法、自然保護法に従って市場参加者を監視する。これらの法規が定めている適用範囲内で行われる監視の際、当局は、市場参加者が EU 木材規則 NO.995/2010 が意味するところの合法的に木材を伐採したのかどうかを見極めなくてはならない。伐採が第 1 文に記されているように、法規が容認するケースに当てはまる場合、この監視措置の結果は、第 1 節に記されている木材商法に関する規定に従って、今後の監視活動に役立てられる。

2. 監視実施の必要性及び範囲を判断する際、特に留意しなくてはならないのはリスクの程度がどのくらいかということである。すなわち、ドイツ連邦共和国の領土内で伐採された木材、各州の管轄官庁が担当する地域で伐採された木材が、違法であるリスクをどの程度はらんでいるのかを見極める必要がある。“リスクがある”と決定する際に留意しなくてはならない点は、特定の市場参加者が過去にどのくらいの頻度で、特定の州やある州の特定の地域、特定の種類の木材を違法に伐採していたか、有効であると認定済みの規則、少なくとも EU 実施規則 NO.607/2012 第 4 条、またはそれに準ずる第三者によって精査済みの規則が認めている森林地域で伐採されたのか、である。それらの点を鑑みて調査しなくてはならない。特定の市場参加者たちが、特定の国や地域で、特定の種類の木材を繰り返し違法に伐採していることを当局が突き止めた場合、リスク上昇に比例して、監視体制をさらに強化しなくてはならない。

3. 動機に関連する監視措置が講じられるのは次のような場合である：州法によって定められた管轄官庁に、第三者が十分な根拠に基づいて違反の可能性を通告した場合。または、管轄官庁が、森林における通常監視の中で違反の可能性を認めた場合。

4. 州法によって定められた管轄官庁は、第 1 項に則り、監視記録を残さなくてはならない。必ず記録しておかなければならないのは、監視方法と監視結果である。また、状況に応じて通常とは異なる監視を行った際には、必ず記録しておかなくてはならない。すべての監視措置に関する記録は、最短で 5 年間は必ず保管しておかなくてはならない。連邦食糧・農業・消費者保護省から要請があった場合、州法によって定められた管轄官庁は監視について報告する義務を負う。その際に使用される統一された報告フォー

マットは、EU の基準に従って作成される予定である。

第 4 節

上市禁止の監視

(1)州法によって定められた管轄官庁は、違法に伐採された木材を市場で流通させてはならないという原則を念頭に置き、監視にあたる。しかし、この原則以外にも、木材の伐採に関連する留意すべき法規がある。特に重要とされる法規は、例えば、連邦と州の森林法、自然保護法、または個々のケースによっては適用される可能性があるドイツ水管理法や州水法などである。これらの法規に従い、木材が違法に伐採されていないか、伐採行為が法に抵触していないかどうかを監視する。伐採された木材の全体量のうち一部のみが違法伐採だと認められる場合は、土地の面積単位の違反行為だと判断されるケースもある。

(2)事実に裏付けされた根拠によって違反の疑いが浮上した場合、もしくは州法によって定められた管轄官庁が、木材が違法に伐採され、市場で流通していると認めた場合、木材流通 - 保安法 (HolzSiG) 第 2 条に従って、ただちに必要な措置を講じなくてはならない。その目的は、違反を突き止めることにより今後の違反を事前に防止すること、突き止めた違反を取り除くことである。当局の重要な役割は、責任の所在である市場参加者に、違法に伐採した木材を市場で流通させてはならないことを認識させることと、市場で流通させないよう適切な措置を講じることである。当局職員は、個々のケースの状況次第では、違法木材を押収、処分することができるだけでなく、収益も没収することができる。合法性を証明できる伐採許可なく木材が伐採されたと確認され次第、該当する木材は押収するのではなく、権利者へ返却しなくてはならない。

第 5 節

注意義務規則適用の監視

(1)市場参加者が、注意義務規則第 4 条第 2 項及び第 3 項、それに関連して EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条、EU 実施規則 NO.607/2012 第 2 条から第 5 条が要求する事項を満たしているかどうかの監視は、第 3 節第 2 項第 1 号が意味するところの監視に関するその他の法律、本状第 3 節第 2 項第 3 号が意味するところの動機に関連する監視措置に従って行われなくてはならない。

(2)監視を行う際、州法によって定められた管轄官庁は、市場参加者が EU 木材規則 NO.995/2010 第 6 条第 1 項 a が定めるところの以下に挙げる情報を含む記述を提示できる準備が整っているか、EU 実施規則 NO.607/2012 第 5 条が定めているように、それを 5 年間保管していたかどうかをチェックしなければならない：

1. 商号、製品の種類、流通している木材の種類を含む記述。流通している木材の種類
の名称が明確ではない場合は、これらに追加して、木材の種類の名を記述しなくては
ならない。
2. 伐採が行われた国とその国内のどの州、どの地域で行われたかの記述。
3. 体積、重量、製品単位の数を含む分量に関する記述。
4. その木材が納入された購買者の名前と住所に関する記述。
5. その木材が現在効力を有する法規に適合していることを明示する正式文書、また
はそれを明示するその他の証明書。

市場参加者が提出する略式記述を手掛かりにして、とりわけ電子的形態で発行された請
求書、配達証明書等もチェックしなくてはならない。提出された情報だけでなく、とりわけ
どの森林で、いつその木材が伐採されたのかを突き止めなくてはならない。チェックの結果、
それぞれの森林所有者や小規模個人木材購買者によって上市された木材に関して、管轄官
庁が追加的調査を行わない場合、その木材は合法的に伐採されたものと見なされる。

(3)少なくとも EU 実施規則 NO.607/2012 第 4 条が定めている基準を満たしていると認
められるシステムに則って、任意により木材合法証明書が提出された場合、この木材合法証
明書を基に、第 2 項第 1 文第 5 号が定めている要求を満たしているかどうかを追加的にチ
ェックする。

(4)市場参加者が、ある林業連合の組合員であるという理由で上記に挙げた情報にダイレ
クトにアクセスできない場合、州法によって定められた管轄官庁は、当該の市場参加者が情
報に即時アクセスできるよう手配しなくてはならない。この場合、HolzSiG 第 6 条第 1 項
に則り、個々のケースの状況次第では、必要な情報を入手するため、各林業連合に連絡し、
情報提供を依頼する。

(5)市場参加者がドイツ連邦共和国内の土地で自己の責任において木材を伐採した場合、
伐採の際、その市場参加者が木材伐採に関するすべての法令を遵守していると自分自身で
判断できていると確認することができれば、リスク評価手続き、リスク軽減手続きを適用し
た調査は必須ではない。

(6)事実による裏付けを根拠にして嫌疑がかけられる場合、または、州法によって定めら

れた管轄官庁が秩序違反法を順守していないと判断した場合、当局は HolzSiG 第 2 条に従って今後の違反を事前に防止するために、また突き止めた違反を取り除くために必要な措置を講じなくてはならない。

第 3 項

その他の事案における監視

第 6 節

取引業者の監視、追跡調査

(1)州法によって定められた管轄官庁が、ドイツ連邦共和国内の土地で違法に木材が伐採、上市されたという情報を入手した場合、当局は納入プロセスを遡ることによって該当する木材を調査する。その上で、当局の任務を遂行するために、必要な措置を講じなくてはならない。管轄官庁には、HolzSiG 第 2 条第 3 項に従って、その木材が末端消費者に届いていない限り、それを押収する権限が与えられている。このような追跡調査の際、当局は取引をしている人物が、EU 木材規則 NO.995/2010 第 5 条を遵守しているかどうかを監視しなくてはならない。

(2)追跡調査が州境を超える場合、管轄官庁は、調査対象の所在が認められる州に調査に関する情報を提供し、共同調査を行うべく調整を図る。追跡調査が国境を超える場合、連邦食糧・農業省が、調査対象の所在が認められる国々の管轄官庁と連絡を取った上、追跡調査に介入する。

第 7 節

監視機関の監視

州法によって定められた管轄官庁によって監視対象となっている市場参加者が、各州の管轄官庁の業務範囲内で活動する監視機関によって作成された注意義務規則を遵守している限り、管轄官庁は、本状第 1 節に挙げられている木材商法に関する規定に従って、監視機関を監視する。

第 2 条

森林繁殖原料に関する法律の範囲内における一般行政規則の廃止

(1)1985 年 11 月 5 日付の森林繁殖のための原料認可に関する一般行政規則（森林播種認可一般行政規則：1985 年 11 月 15 日付連邦官報第 214 号 a 参照のこと）は、－最終改定日は 1998 年 7 月 1 日であるが（連邦官報 9666 ページ）－、廃止される。

(2)1990年9月3日付の林業種物及び林業種苗に関する法律施行のための一般行政規則（森林播種認可一般行政規則：1990年9月19日付連邦官報第176号a参照のこと）は、廃止される。

第3条

施行

この法律は公布の翌日から施行される。

2013年11月25日 ベルリン

ドイツ連邦首相
Dr.アンゲラ・メルケル

ドイツ連邦内務大臣
連邦食糧・農業・消費者保護省の業務を代行して
ハンス・ペーター・フリートリッヒ

